

# 環境問題の総括

2025年度1Q(4月~6月)

# 「環境問題の総括」情報源

- 日経新聞電子版 <https://www.nikkei.com/>
- NIKKEI GX <https://www.nikkei.com/prime/gx>
- 環境省報道発表 <https://www.env.go.jp/press/>
- 経済産業省報道発表 [https://www.meti.go.jp/press/category\\_05.html](https://www.meti.go.jp/press/category_05.html)
- 資源エネルギー庁ニュースリリース [https://www.enecho.meti.go.jp/notice/news\\_release/](https://www.enecho.meti.go.jp/notice/news_release/)
- 国土交通省報道発表 <https://www.mlit.go.jp/pressrelease.html>
- 官報 <https://kanpou.npb.go.jp/>
- 衆議院議案情報 [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/menu.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm)
- テクノファ環境法改正メールマガジン <https://www.technofer-eneews.jp/2021/12/13/post-8899/>
- 環境ビジネスオンライン(無料会員) <https://www.kankyo-business.jp/>
- 環境新聞オンライン(無料会員) <https://www.kankyo-news.co.jp/>
- 週刊循環経済新聞 <https://www.fujisan.co.jp/product/1281680586/b/list/>
- EY Japan メールマガジン
- LRQAメールマガジン
- デロイト トーマツメールマガジン
- 八千代エンジニアリングメールマガジン
- Sustainable Japanメールマガジン
- HTT実践推進ナビゲーター事業 運営事務局メールマガジン
- IGESメールマガジン <https://www.iges.or.jp/jp/news/subscriptions>
- WWF ジャパン <https://www.wwf.or.jp/magazine/>
- EICネットニュース <https://www.eic.or.jp/members/mailmaga.html>

# 2025年度IQ(4月~6月)

PIEMS-LabのWebでコメント  
 パワポ内でコメント  
 PIEMS-LabのWebにはコメントはありません。

	全般	気候変動	資源循環	自然共生	化学物質	公害対策
グローバル (海外)		SBTi、基準見直し、パブコメ NIKKEI GX 20250407	海洋分解性プラの簡易評価がISO 化 NEDO20250512		ISP-CWP設立 環境省20250624	
日本国内	環境・循環型社会・生物多様性白 書 環境省20250606	2023年度の温室効果ガス排出量 及び吸収量公表 環境省2025年04月25日			化学物質に関するグローバル枠組 み(GFC)国内実施計画 策定 環境省20250428	令和5年度 大気汚染状況 環境省20250520
法案提出・ 法令改正など	「サステナビリティ(気候・自然関 連)情報開示を活用した経営戦略 立案のススメ」公表 環境省20250421	2023年度エネルギー需給実績 経済産業省20250425	マイクロプラスチック削減に向けた グッド・プラクティス集の取りまとめ 環境省20250410			
	「環境課題の統合的取組と情報開 示に係る手引き」公表 環境省20250624					
	SSBJハンドブック公表 SSBJ20250630	GX推進法改正 EEZ法改正	資源有効利用促進法改正 廃棄物処理法施行規則改正で契約 書記載事項追加 官報 令和7年4月22日(本紙 第1450号)	環境影響評価法改正 鳥獣保護管理法改正	労働安全衛生法改正 作業環境測定法改正	暫定排水基準の改正 環境省20250526 光化学オキシダントの環境基準見 直しの検討 環境省大気汚染物質小委員会20250522
企業		「地域ぐるみでの支援体制構築 ガイドブック(令和6年度版)」 公表 環境省20250519 農水省、加工食品のCFP算定 ガイド作成 日経20250430	「～自治体・事業者向け～消費 者の行動変容等による食品ロ スの効果的な削減に向けた手 引き」公表 環境省20250408	生物多様性見える化システムの試 行運用開始 環境省20250421 「オオクチバス等に係る防除の指 針」改訂 環境省20250422 「アライグマ防除の手引き(改訂 版)」 環境省20250422		
印刷業界	「紙の未来 KAMINO MIRAI」プロジェクト 印刷ジャーナル20250409					

# 第217回国会で成立した環境関連法

## 内閣官房

- ・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250225001/20250225001.html>、審議状況:[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/keika/1DDE5C6.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DDE5C6.htm)

閣議決定: 2月25日、第217回国会、議案番号:28、本会議議決日:5月28日、公布:6月4日法律第52号

概要:排出量取引制度の法定化、化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化、GX分野への財政支援の整備

再生資源の利用義務化、環境配慮設計の促進、GXに必要な原材料等の再資源化の促進、サーキュラーエコノミーコマースの促進

## 内閣府

- ・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

<https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250307001/20250307001.html>、審議状況:[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/keika/1DDE9EE.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DDE9EE.htm)

閣議決定: 3月7日、第217回国会、議案番号:46、本会議議決日:6月3日、公布:6月11日法律第59号

概要:排他的経済水域EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置を許可する制度の創設

## 環境省

- ・環境影響評価法の一部を改正する法律

[https://www.env.go.jp/press/press\\_04574.html](https://www.env.go.jp/press/press_04574.html)、審議状況:[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/keika/1DDEBA2.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DDEBA2.htm)

閣議決定: 3月11日、第217回国会、議案番号:51、本会議議決日:6月13日、公布:6月20日法律第73号

概要:既存の工作物を除却又は廃止して、同種の工作物を同一又は近接する区域に新設する事業を実施しようとする場合の手続きの明確化

- ・鳥獣保護管理法改正

[https://www.env.go.jp/press/press\\_04458.html](https://www.env.go.jp/press/press_04458.html)、審議状況:[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/keika/1DDE59E.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DDE59E.htm)

閣議決定: 2月21日、第217回国会、議案番号:27、本会議議決日:4月18日、公布:4月25日法律第28号

概要:市町村長がクマ等の銃猟を捕獲者に委託して実施させる(緊急委託)ことを可能にする

## 厚生労働省

- ・労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981\\_00021.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981_00021.html)、審議状況:[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/keika/1DDED36.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DDED36.htm)

閣議決定:3月14日、第217回国会、議案番号:57、本会議議決日:4月11日、公布:5月14日法律第33号

概要:個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢者の労働災害防止の推進

道路法改正案(国土交通省)、港湾法改正案(国土交通省)、災害対策基本法改正案(内閣府)は省略

# 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律 及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

閣議決定：2月27日、第217回国会、議案番号：28、本会議議決日：5月28日、公布：6月4日法律第52号

## 1. 法律案の趣旨

2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めています。脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、成長志向型カーボンプライシング構想を具体化するためのカーボンプライシングと、GXを推進する柱の一つとなるサーキュラーエコノミーの実現に向けた制度の基盤を整備します。

## 2. 法律案の概要

### (1) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部改正

#### 1 排出量取引制度の法定化

2026年度（令和8年度）から、二酸化炭素の直接排出量が一定規模以上の事業者に対して、排出量取引制度に参加することを義務付け、業種ごとの特性等を考慮した政府指針に基づき、排出枠を無償で割り当てます。その上で、制度対象事業者に対して、排出枠の割当に係る年度の翌年度に排出量実績の報告及び実績と等量の排出枠の保有を義務付けます。加えて、割り当てられた排出枠と排出実績の過不足分について、事業者間で取引できる市場を整備し、排出枠の上下限価格を設定することで、取引価格の安定化のために必要な措置を講じます。

#### 2 化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化

2028年度（令和10年度）から適用開始する化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備します。

#### 3 GX分野への財政支援の整備

脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、戦略分野国内生産促進税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収を補填することができるものとします。

### (2) 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正

#### 1 再生資源の利用義務化

再生資源の利用義務を課す製品を指定し、生産量が一定規模以上の製造事業者等に対し、当該製品における再生資源の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付ける措置を講じます。

#### 2 環境配慮設計の促進

資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計等）の認定制度を創設します。

#### 3 GXに必要な原材料等の再資源化の促進

事業者による回収・再資源化が義務付けられている製品について、高い回収目標等を掲げて認定を受けた事業者に対し、廃棄物処理法の特例措置（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じます。

#### 4 サーキュラーエコノミーコマースの促進

シェアリング等のサーキュラーエコノミーコマース事業者の類型を新たに位置付け、当該事業者に対し、資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定します。

#### ・新聞報道

- ・排出量取引、義務化へ 来年度から 年10万トン以上対象 改正法成立（20250529 日経）
- ・改正GX推進法、成立。排出量取引義務化とサーキュラーエコノミー事業者認定制度創設（20250529 Sustainable Japan）
- ・改正GX推進・資源法が成立 排出量取引の義務化、賦課金徴収も（20250604 環境新聞）
- ・原発60年超運転可能に GX電源法きょう施行（20250606 日経）

# 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

閣議決定：3月7日、第217回国会、議案番号：46、本会議議決日：4月11日、公布：6月11日法律第59号

## 1. 背景

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、洋上風力発電は、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされています。洋上風力発電については、2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成目標を掲げる中、現行法に基づく領海及び内水における案件形成に加え、我が国の排他的経済水域「EEZ」における案件形成に取り組むとともに、海洋環境等の保全の観点から適正な配慮を行う必要があります。

## 2. 法律案の概要

### (1) 法律の題名改正

- 題名を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改正

### (2) 我が国の排他的経済水域「EEZ」における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置を許可する制度の創設

- 経済産業大臣による海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定
- 経済産業大臣及び国土交通大臣による、同区域内に発電設備を設置しようとする者に対する仮の地位の付与
- 両大臣による、仮の地位の付与を受けた者と利害関係者等を構成員とする協議会の組織
- 両大臣による、協議会で協議が調った事項と整合的であること等の基準を満たす仮の地位の付与を受けた者に対する、発電設備の設置の許可

### (3) 海洋環境等の保全の観点から海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定等を行うための環境大臣による調査等の実施及び環境影響評価法に基づく手続のうち当該調査等に相当するものを適用しない特例措置の創設

## 関連資料

- [概要資料](#)
- [法律案要綱](#) [リンク省略]
- [法律案・理由](#) [リンク省略]
- [新旧対照条文](#) [リンク省略]
- [参照条文](#) [リンク省略]

## 新聞報道

- 洋上風力発電、EEZまで設置可能海域を拡大 改正法が成立(20250603 日経)

# 環境影響評価法の一部を改正する法律

閣議決定：3月11日、第217回国会、議案番号：51、6月13日、公布：6月20日法律第73号

## ■ 法改正の背景

環境影響評価法は、事業者自らが事業の実施前に環境保全のための検討をし、よりよい事業計画を作り上げていくためのプロセスを定めた手続法として、1997年（平成9年）に制定されました。

環境影響評価法の施行から四半世紀以上が経過し、近年、環境影響評価手続（アセス手続）の対象となる工作物についても建替えの時期を迎える事業が見られるようになってきていますが、現行の環境影響評価法には、事業の位置や規模が大きく変わらない建替えに関する規定がなく、新規事業と同様の手続を課している状況にあります。

また、現行の環境影響評価法に基づき、事業者は環境影響評価に関する書類（アセス図書）を作成し、公表していますが、その期間は概ね1ヶ月程度に限られており、後続事業のアセス手続等に十分に活用できていないといった課題も明らかになってきているところです。

本法律案は、このような背景を踏まえ、建替えに関するアセス手続の見直し、アセス図書を環境大臣が継続公開する規定の整備等を行うものです。

## ■ 法律案の概要

事業者が、**既存の工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接する区域に新設する事業を実施しようとする場合には**、配慮書の記載事項のうち事業実施想定区域の選定に係る調査・予測・評価に関するものに代えて、既存の工作物による環境影響に関する調査結果を踏まえた環境の保全のための配慮の内容を明らかにするものとします。

また、環境大臣は、あらかじめ、事業者の同意を得た上で、事業者が作成したアセス図書を公開することができることとします。

## ■ 施行期日

本法については、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲で政令で定める日から施行することとします。

## 添付資料

別添1【概要】環境影響評価法の一部を改正する法律案 [リンク省略]

別添2【要綱】環境影響評価法の一部を改正する法律案 [リンク省略]

別添3【案文・理由】環境影響評価法の一部を改正する法律案 [リンク省略]

別添4【新旧対照条文】環境影響評価法の一部を改正する法律案 [リンク省略]

別添5【参照条文】環境影響評価法の一部を改正する法律案 [リンク省略]

# 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律

閣議決定：2月21日、第217回国会、議案番号：27、本会議議決日：4月18日、公布：法律第28号

## ■ 法改正の背景

近年、クマやイノシシが人の日常生活圏に出没し、人身被害が発生するなど、生活環境の保全上の支障が生じる事例が増加しており、とりわけ令和5年度には、クマによる人身被害の件数が過去最多となりました。現行の鳥獣保護管理法は、住居集合地域等における銃猟、人や建物等に向かってする銃猟等を禁止していますが、出没したクマ等が建物に立てこもるなど膠着状態にある場合において、予防的で迅速な対応が求められています。

本法律案は、このような背景を踏まえ、クマ等の銃猟に関する制度を見直し、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とするものです。

## ■ 法律案の概要

クマ等が人の日常生活圏に侵入し、クマ等による人の生命又は身体への危害を防止する措置が緊急に必要で、銃猟以外の方法では的確かつ迅速にクマ等の捕獲等を行うことが困難であり、避難等によって地域住民に弾丸が到達するおそれがない場合において、**市町村長が、クマ等の銃猟を捕獲者に委託して実施させること（緊急銃猟）ができるもの**とします。

また、緊急銃猟の実施にあたり、地域住民の安全確保のための通行制限及び避難指示、都道府県知事への応援要請、損失補償等の関連規定を整備します。

## ■ 施行期日

本法については、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲で政令で定める日から施行することとします。

## 添付資料

- 別添1 【概要】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
- 別添2 【要綱】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
- 別添3 【案文・理由】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
- 別添4 【新旧対照条文】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
- 別添5 【参照条文】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

## 新聞報道

- 改正鳥獣保護法が成立 クマ等の銃猟を可能に(20250423 環境新聞)
- クマ被害深刻で銃猟緩和へ、市街地捕獲に高齢化ネック 猟友会頼み限界に、専門職員育成の動きも(20250530 日経)

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の概要

閣議決定：3月14日、第217回国会、議案番号：57、本会議議決日：4月11日、公布：5月14日法律第33号

## 改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

### 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

### 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。  
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

### 4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

### 5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等  
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

## 施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

# 職場における熱中症対策の強化について

## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施が必要。

### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

### 基本的な考え方



1 「熱中症の自覚症状がある作業中」や「熱中症のおそれがある作業を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡回やパトロールの採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等 ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係者への周知

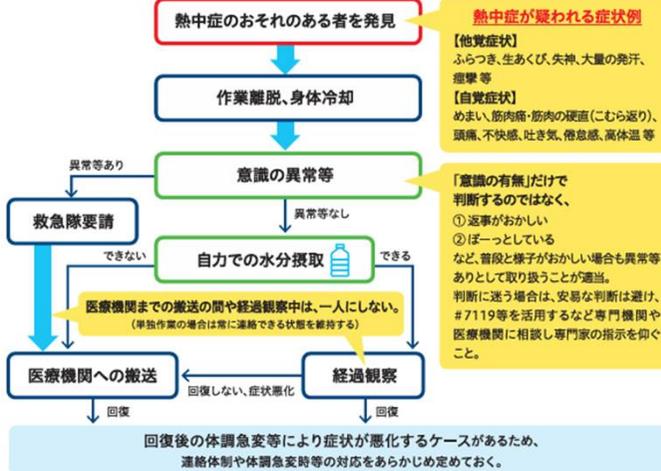
### 対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。 ※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



### 熱中症が疑われる症状例

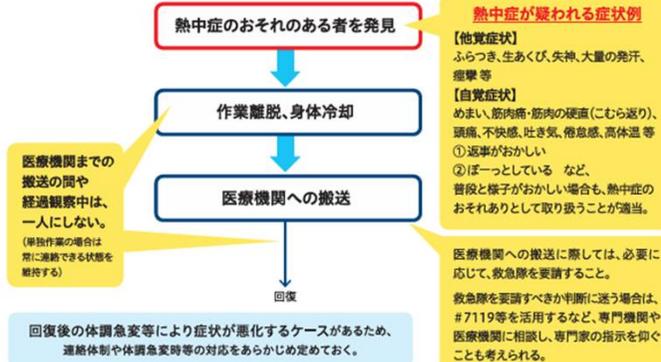
【他覚症状】  
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等  
【自覚症状】  
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

### 「意識の有無」だけで判断するのではなく、

①返事がおかしい  
②ぼーっとしている など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。判断に迷う場合は、安易な判断は避け、#7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



### 熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】  
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等  
【自覚症状】  
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等  
①返事がおかしい など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。救急隊を要請すべきが判断に迷う場合は、#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

## 関連通知など

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について（厚生労働省通知 基発0520第6号 令和7年5月20日）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001490909.pdf>
- ・職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について（厚生労働省通知 基発0520第7号 令和7年5月20日）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001490909.pdf>
- ・パンフレット：厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」  
<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/content/contents/002212913.pdf>
- ・リーフレット：厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」  
<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/content/contents/002212914.pdf>

## 新聞報道

- ・熱中症対策、全企業の義務に 初期症状からの手順周知（20250518 日経）
- ・職場の熱中症対策急ぐ 全企業で来月義務化、怠れば罰則 死因「対応の遅れ」9割 重症化防止、初動に重点（20250522 日経）

# 気候変動関連

## 政府公表

- 2023年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量 [ppt記載](#)
- 令和5年度(2023年度)エネルギー需給実績 [ppt記載](#)
- 地域ぐるみでの支援体制構築ガイドブック(令和6年度版)～地域で脱炭素経営を推進する意義～の公表 [ppt記載](#)

## 情報サイトから

- 統計データ
- 予測データ
- 脱炭素(カーボンニュートラル)関連
- CDP、SBT、RE100
- その他(カーボンフットプリント、排出量取引)

# 2023年度の温室効果ガス排出量及び吸収量

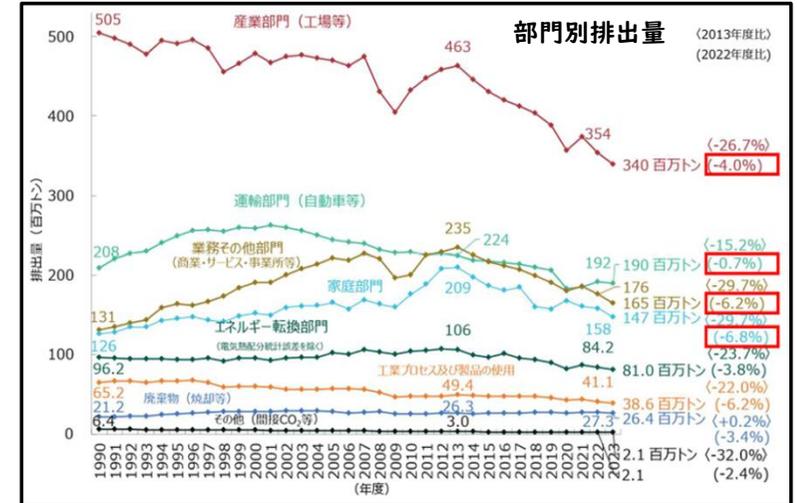
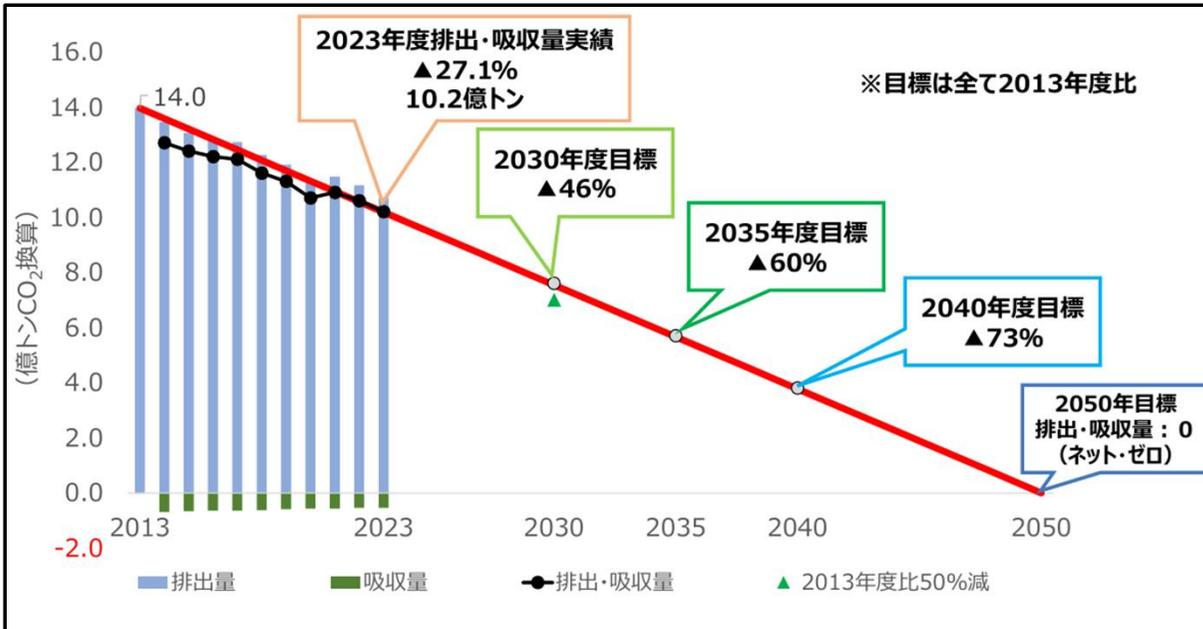
2023年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約10億1,700万トン(二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)換算、以下同じ。)となり、2022年度比で4.2%(約4,490万トン)の減少、2013年度比では27.1%(約3億7,810万トン)の減少、過去最低値を記録しました。

2022年度からの排出量減少の主な要因としては、電源の脱炭素化(電源構成に占める再生可能エネルギーと原子力の合計割合が3割超え)や製造業の国内生産活動の減少によるエネルギー消費量の減少等が考えられます。

代替フロン等4ガス(HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>及びNF<sub>3</sub>)の2023年の排出量は約3,700万トンとなり、2022年比で3.9%(約150万トン)の減少となりました。

森林やブルーカーボン等の吸収源対策については、2023年度の吸収量は前年度とほぼ同量の約5,370万トン(2022年度は約5,380万トン)となり、2013年度排出量からの削減量(約3億7,810万トン)の14.2%に相当する吸収量を確保しました。

CO<sub>2</sub>吸収型コンクリート等のCCU技術については、対象技術を新たに追加し、2023年度の吸収量(CO<sub>2</sub>固定量)は約121トン(2022年度は約27トン)となりました。

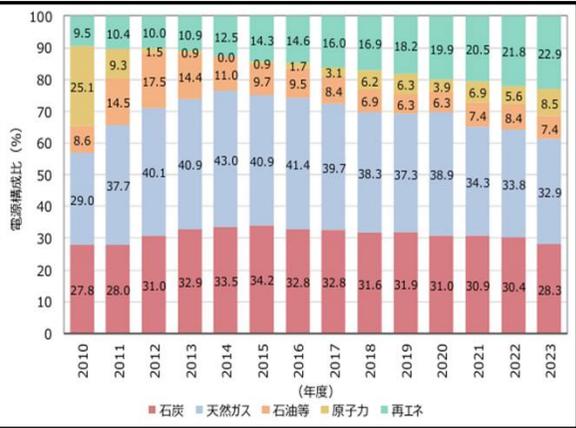


	1990年度	2013年度	2022年度	2023年度	
	排出量 (シエア)	排出量 (シエア)	排出量 (シエア)	排出量 (シエア)	変化量 (変化率)
合計	1,272 (100%)	1,395 (100%)	1,116 (100%)	1,071 (100%)	-324.4 (-44.9%)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1,160 (91.2%)	1,314 (94.2%)	1,031 (92.4%)	989 (92.3%)	-325.4 (-42.8%)
エネルギー起源	1,068 (83.9%)	1,235 (88.5%)	961 (86.1%)	922 (86.1%)	-313.7 (-41.1%)
非エネルギー起源	92.8 (7.3%)	78.8 (5.6%)	70.5 (6.3%)	67.0 (6.3%)	-11.8 (-3.5%)
メタン (CH <sub>4</sub> )	49.9 (3.9%)	32.6 (2.3%)	29.8 (2.7%)	29.4 (2.7%)	-3.2 (-1.3%)
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	28.9 (2.3%)	19.7 (1.4%)	16.1 (1.4%)	15.8 (1.5%)	-3.9 (-1.8%)
代替フロン等4ガス	33.4 (2.6%)	28.9 (2.1%)	38.5 (3.5%)	37.0 (3.5%)	8.1 (+28.2%)
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	13.4 (1.1%)	22.0 (1.6%)	33.0 (3.0%)	31.7 (3.0%)	9.7 (+43.8%)
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	6.2 (0.5%)	3.0 (0.2%)	3.0 (0.3%)	3.1 (0.3%)	0.7 (+2.4%)
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	13.8 (1.1%)	2.3 (0.2%)	2.1 (0.2%)	2.1 (0.2%)	-0.28 (-3.9%)
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	0.0 (0.0%)	1.5 (0.1%)	0.3 (0.0%)	0.2 (0.0%)	-1.3 (-86.3%)

(注) 排出量"0.0"は5万トン未満、シエア"0.0"は0.05未満 (単位: 百万トンCO<sub>2</sub>換算)

# 2023年度の温室効果ガス排出量及び吸収量 2

## 電源構成



## ブルーカーボン生態系の算定・報告

- **ブルーカーボン生態系（藻場・マングローブ林）による吸収量を算定・報告（2023年度：約34万トン）**
  - ・ IPCCガイドラインでは、マングローブ、潮湿地、海草藻場の3生態系における排出・吸収量の算定方法論が示されている。海草藻場については示されていない。
  - ・ 我が国は、海草・海藻の双方における炭素貯留量を評価する独自モデルの検討を進め、**2024年提出インベントリから国連への報告を実施。**
  - ・ 今年度から、吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについても、海藻を生産・育成することで温室効果ガスを吸収し、深海に貯留・固定し、吸収量として算定・評価する取組の検討を開始。

## 温室効果ガスインベントリへのブルーカーボン生態系の反映状況

マングローブ林

2023年提出インベントリで反映済

藻場（海草・海藻）

2024年提出インベントリで反映済

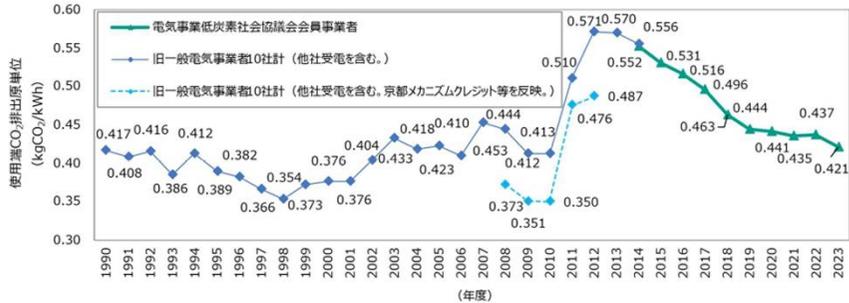
潮湿地（塩性湿地・干潟）

今後検討

<写真>  
UNEP Blue Carbon : <https://wedocs.unep.org/handle/20.500.11822/772>  
環境省 : <https://www.env.go.jp/nature/saisei/>

## ③ 使用端 CO<sub>2</sub> 排出原単位の推移

詳細版p15



## 新聞報道

- ・ 2023年度の温暖化ガス排出量4%減 環境省、2年連続で過去最低（20250425日経）
- ・ 国内GHG排出量、23年度4%減 発電由来が減少幅の5割（20250428 NIKKEI GX）
- ・ 国内の温室効果ガス排出量、90年以降最小 23年度は4.2%減の約10億1700万トン 環境省「ネット・ゼロへの減少傾向継続」（20250507 環境新聞）
- ・ 2023年度の国内GHG排出量、前年比4.2%減 過去最低に（20250507 環境ビジネス）

ガス排出量及び吸収量について」2025年04月25日 [https://www.env.go.jp/press/press\\_04797.html](https://www.env.go.jp/press/press_04797.html)

## CO<sub>2</sub>吸収型コンクリートの算定・報告

- 3類型のコンクリート等による吸収量（CO<sub>2</sub>固定量）を昨年度に続き算定し、2023年度は合計約121万トンの吸収量をインベントリに反映して国連に報告（2022年度約27万トン）。
- これらのコンクリートについて、引き続き「クレジット化」の検討を進める。

### 製造時CO<sub>2</sub>固定型コンクリート <CO<sub>2</sub>-SUICOM>

排気ガスを用いて養生することで排気ガスに含まれるCO<sub>2</sub>をコンクリートに固定



### <カーボフィクスセメント>

CO<sub>2</sub>との反応により硬化するセメントを使用し、硬化過程でセメント工場の排気ガスから分離・回収したCO<sub>2</sub>を固定



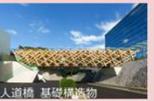
### バイオ炭使用型コンクリート <SUSMICS-C>

木質バイオマスを炭化した「バイオ炭」をコンクリートに混入することで、CO<sub>2</sub>をコンクリートに固定



### CO<sub>2</sub>由来材料使用型コンクリート <T-eConcrete/Carbon-Recycle>

セメントの代わりに高炉スラグと特殊な反応剤を使用し、CO<sub>2</sub>を吸収・固定させたカーボンサイクル製品を混ぜ合わせて製造



### <クリーンクリートN>

セメント混合割合を40%以下とし、その大部分を高炉スラグ微粉などで置き換えた「クリーンクリート」に、CO<sub>2</sub>を吸収・固定させた炭酸カルシウムを主成分とする粉体を混ぜ合わせて製造



## 2022年度

### 環境配慮型コンクリートの新規算定

- 3類型（4種類）の環境配慮型コンクリートによる吸収量（CO<sub>2</sub>固定量）を世界で初めて算定し、合計約17万トンの値を報告。
- 今後、これらの環境配慮型コンクリートについて、クレジット化の検討を予定。

### 製造時CO<sub>2</sub>固定型コンクリート <CO<sub>2</sub>-SUICOM>

排気ガスを用いて養生することで排気ガスに含まれるCO<sub>2</sub>をコンクリートに固定



### バイオ炭使用型コンクリート <SUSMICS-C>

木質バイオマスを炭化した「バイオ炭」をコンクリートに混入することで、CO<sub>2</sub>をコンクリートに固定



### CO<sub>2</sub>由来材料使用型コンクリート <T-eConcrete/Carbon-Recycle>

セメントの代わりに高炉スラグと特殊な反応剤を使用し、CO<sub>2</sub>を吸収・固定させたカーボンサイクル製品を混ぜ合わせて製造



### <クリーンクリートN>

セメント混合割合を40%以下とし、その大部分を高炉スラグ微粉などで置き換えた「クリーンクリート」に、CO<sub>2</sub>を吸収・固定させた炭酸カルシウムを主成分とする粉体を混ぜ合わせて製造



# 令和5年度(2023年度)エネルギー需給実績

## エネルギー需給実績(確報)のポイント

全部門で最終エネルギー消費量が減少。原因は2023年度GHG排出量排出量のまとめと同じ。  
供給側では、発電量は2010年度以降で採取。原発の増加で非化石電源比率が31.4%まで上昇。

### (1) 需要動向

- 最終エネルギー消費は前年度比2.7%減。うち石油が3.0%減、都市ガスが2.5%減、電力が2.5%減、石炭が2.2%減であった。
- 企業・事業所他部門は製造業の生産活動停滞などにより減少、家庭部門も冬が3月を除き暖かかったことやテレワーク実施率の低下などで減少、運輸部門は微減となった。
  - 企業・事業所他が3.2%減(うち製造業は3.2%減)で2年連続減、家庭が4.4%減で3年連続減、運輸が0.4%減(うち旅客が0.3%減、貨物が0.6%減)で3年ぶり減と、全部門で減少した。
  - 電力消費は、企業・事業所他が2.4%減(うち製造業は2.8%減)、家庭が2.7%減となった。

### (2) 供給動向

- 一次エネルギー国内供給は前年度比4.0%減。化石燃料は7.0%減と1991年度以降で最も落ち込んだ。非化石燃料は11.1%増で、再生可能エネルギー(水力を含む)は11年連続で増加。
  - 化石燃料は、石炭が8.7%減、天然ガス・都市ガスが7.9%減、石油が5.2%減といずれも減少。非化石燃料は、原子力の51.7%増、太陽光発電やバイオマスがけん引した再生可能エネルギー(水力を除く)の6.3%増などで、そのシェアは25年ぶりの高位となる19.3%まで上昇。
- 発電電力量は前年度比1.4%減(9,877億kWh)となり、2010年度以降で最少。非化石電源比率は、東日本大震災以降で初めて30%を超え、31.4%まで上昇。
  - 発電電力量の構成は、再生可能エネルギー(水力を含む)が22.9%(1.0%pポイント[%p]増)、原子力が8.5%(2.9%p増)、火力(バイオマスを除く)が68.6%(4.0%p減)。
- エネルギー自給率(IEAベース)は、前年度比2.6%p増と東日本大震災以降で最高の15.3%。

### (3) エネルギー起源二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出動向

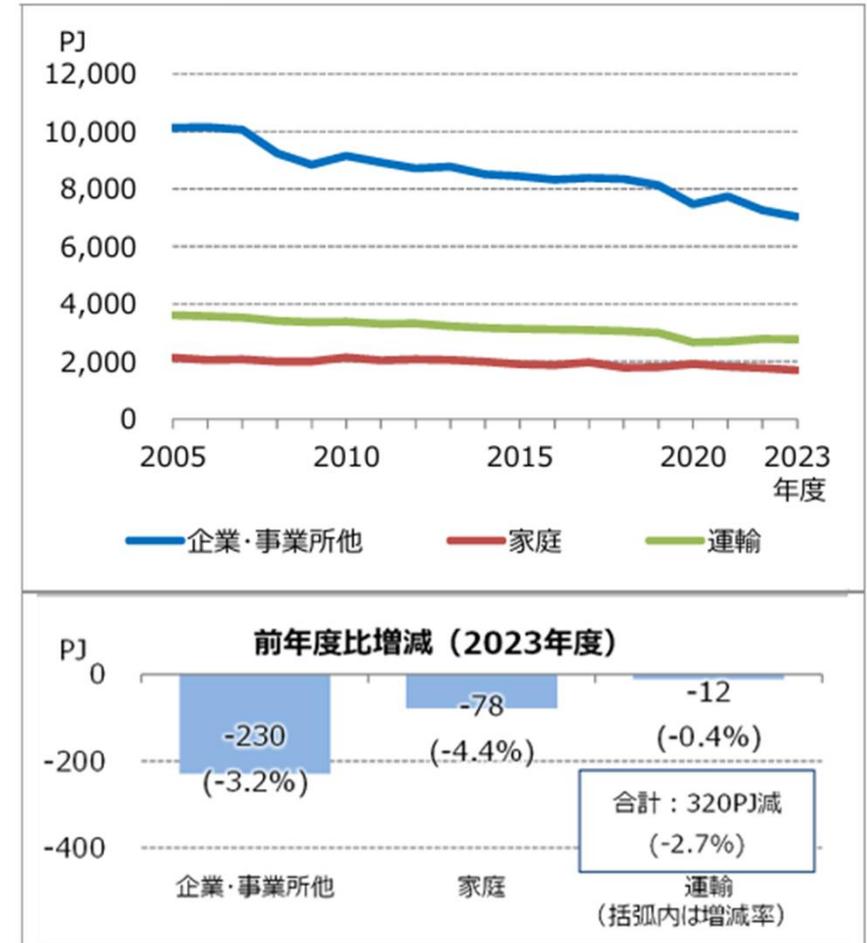
- CO<sub>2</sub>排出量は、前年度比4.1%減、2013年度比25.4%減の9.2億トンとなり、1990年度以降の最少を更新。
  - エネルギー消費総量減と非化石燃料増で化石燃料が大幅に減ったことで、2年連続で減少した。
  - 部門別では、企業・事業所他が前年度比4.7%減、家庭が6.8%減、運輸が0.7%減。
- 電力のCO<sub>2</sub>原単位(使用端)は、前年度比2.9%減となる0.46kg-CO<sub>2</sub>/kWh。

(注)本資料においてエネルギー量は、エネルギー単位(ジュール)を使用。原油換算klに換算する場合は、本資料に掲載されているPJ(ペタジュール:10の15乗ジュール)の数字に0.0258を乗じると原油換算百万klとなります(原油換算:原油1リットル=9,250kcal=38.7MJ。1MJ=0.0258リットル)。

### 新聞報道

- エネ庁発表、23年度最終エネ消費は2.7%減、一次エネ国内供給は4%減少(20250430環境ビジネス)

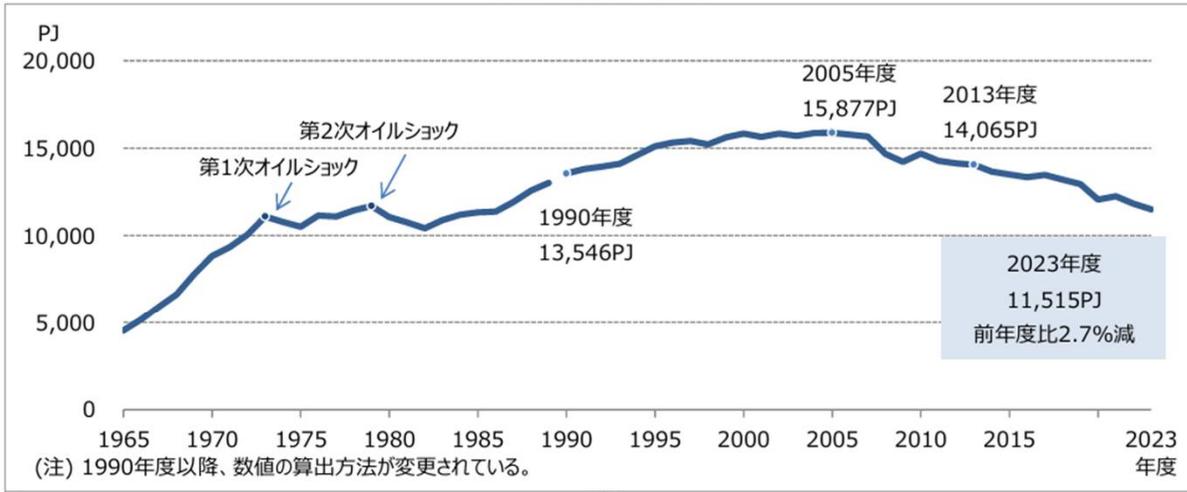
## 部門別最終エネルギー消費



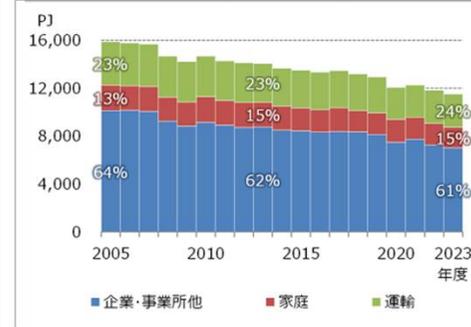
次スライドにその他の図を掲載

# 令和5年度(2023年度)エネルギー需給実績

最終エネルギー消費



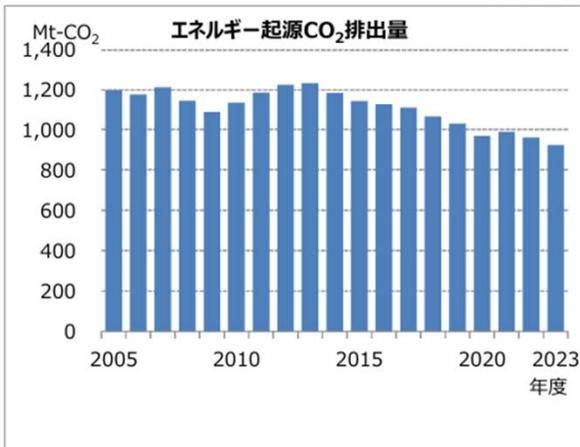
部門別最終エネルギー消費



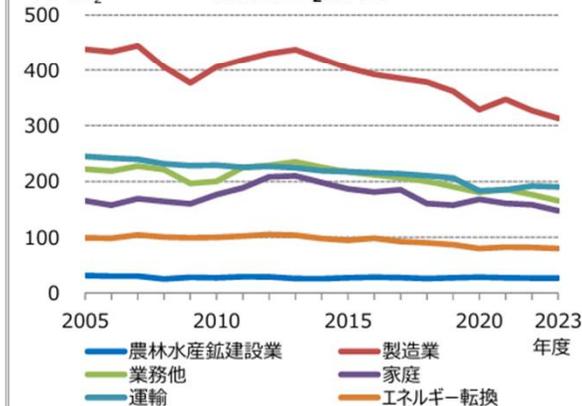
製造業のエネルギー消費原単位指数



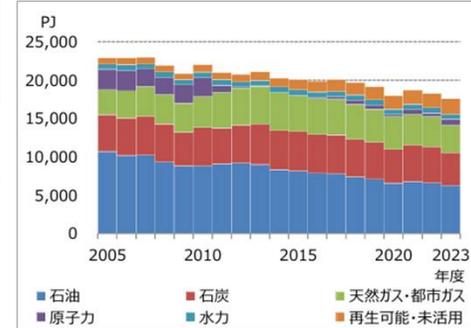
エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量



部門別CO<sub>2</sub>排出量



一次エネルギー国内供給



# 「地域ぐるみでの支援体制構築ガイドブック(令和6年度版) ～地域で脱炭素経営を推進する意義～の」公表

気候変動

## 【背景】

- ・ 全体の排出の約2割を占める**中小企業の取り組みは重要**
- ・ 物価高騰や人材不足、DX化などの様々な課題に追われている中、脱炭素は優先して取り向くべき課題であるとはまだ認識されていない状況
- ・ 企業情報開示におけるScope3算定義務化の動きなどから、昨今急速に、**中小企業**も含めサプライチェーンを構成する企業に対し、自社の温室効果ガスの算定・削減を求める動きは拡大

## 【目的】

- ・ 令和5年度に「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」を全国16地域で実施
  - 脱炭素に向けた取組のステップ「知る」「測る」「減らす」の支援メニューの充実と、支援体制構築のプロセスやポイントについて整理
  - 令和6年3月に「地域ぐるみでの支援体制構築ガイドブック」を公表  
地域ぐるみで一体となってプッシュ型で脱炭素経営支援を推進するための体制構築手法("How")について紹介
- ・ 令和6年度に「地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業」を全国10地域で実施
  - 支援体制の継続や地域の中小企業の巻き込みといった共通の課題が明かに
  - 脱炭素に向けた取組を浸透させるかという点を中心に参考になる手順・ポイントを整理し、その方法や具体例をまとめ  
地域で脱炭素経営を推進する意義("Why")の設定や・支援のあり方を中心に紹介

- 脱炭素の潮流をビジネスチャンスとするには、脱炭素の実践(排出削減)だけでなく、狙ってそれを価値転換する”脱炭素経営”が不可欠
- 地域ぐるみでの支援のあり方を構成する3要素
  - ① その地域で脱炭素経営を推進する「意義」の明確化
    - 現在直面する地域課題や経営課題の解決に脱炭素経営がつながるという取組意義の設定が重要
  - ② 意義を実現するための「取組」の明確化
    - 地域の中堅・中小企業や支援機関の課題認識・ニーズを把握し、実現可能な方向性を示すことが重要
    - 3つの方向性
      - ・ 地域・企業の課題を解決する取組
      - ・ 企業の脱炭素実践のハードルを乗り越える取組
      - ・ 地域ぐるみでの持続性を確保する取組
  - ③ 取組推進に向けて有効な「支援組織」の確立
    - 地域内の関係機関が目的や役割を共有したうえで、効果的に連携する体制を早期に構築することが重要

- ・ 地方自治体向けの文書と考える。
- ・ 地域活性化(人口流出とこれに伴う地場産業の衰退の防止)するための手段として脱炭素のブランド化があると受け止める。
- ・ 委託業務の受託者であるポストン コンサルティング グループがとりまとめを行っているだけに、枠組みはコンサルタント的である。

環境省報道発表 [https://www.env.go.jp/press/press\\_04924.html](https://www.env.go.jp/press/press_04924.html)

地域ぐるみでの支援体制構築ガイドブック\_本編 <https://www.env.go.jp/content/000315401.pdf>、地域ぐるみでの支援体制構築ガイドブック\_令和6年度採択地域の事例集 <https://www.env.go.jp/content/000315402.pdf>

# 情報サイトから

## 統計データ

### 海外

- ・ なし

### 気象庁、国内

- ・ JAXAと国立極地研究所、北極の海氷面積、観測史上最小に 冬季、平年より気温高く(20250419 日経)
- ・ JAXAと国立極地研究所、北極の氷面積、観測史上『最小』記録 気候変動との関連指摘も(20250422 環境ビジネス)
- ・ WAC、6月中旬の記録的高温、人為的温暖化が一因 国内研究者ら結論(20250626 日経)

## 予測データ

- ・ IEA報告、データセンター向け電力需要、30年に倍増 AI普及が影響(20250411 日経)
- ・ WMO、年平均で1.5℃超えも 5年間の気候予測を公表(20250604 環境新聞)

## CDP、SBT、RE100

- ・ CDP、2024年のAリスト自治体公表 日本は東京都のみ選出(20250604 環境ビジネス)
- ・ RE100、石炭混焼を禁止 技術諮問員「ガス混焼も検討へ」(20250509 NIKKEI GX)
- ・ SBTi、脱炭素目標の進捗5年ごとに検証 基準改定案(20250407 NIKKEI GX)

# 情報サイトから

## 脱炭素（カーボンニュートラル） 他社削減支援

- 米Apple、世界全体のGHG排出量を60%以上削減（20250421 環境ビジネス）
- 日本ガス協会、非化石燃料 使用率下げ 50年に5～9割、天然ガスと両立（20250604 日経）
- 低炭素型コンクリート、27年に使用原則化 低燃費建機も、普及拡大へ 国交省が土木工事の脱炭素化計画（20250507 環境新聞）
- 信金中金など、中小の脱炭素支援ファンド 20億円出資（20250411 日経）
- 東京都 ゼロエミ戦略35年目標を策定 31の個別目標でGHG60%減（20250409 環境新聞）
- アサヒバイオサイクルら、コメ栽培時のGHG排出削減手法を確立（20250526 環境ビジネス）
- 森林のGHG吸収量や木材の炭素蓄積量、算定対象に 林野庁方針（20250605 環境ビジネス）
- 東京都と川崎市で住宅太陽光の設置義務化 買取・自家消費で費用回収も可能（20250507 環境ビジネス）

## 脱炭素（カーボンニュートラル） 自社削減

- 百十四銀行、投融資先の温暖化ガス量算定（20250425 日経）

## カーボンフットプリント

- 農水省、加工食品のCFP算定ガイド作成（20250430 日経）

## 排出量取引

- 東京都、CO<sub>2</sub>排出枠取引システムを開設 中小企業向けに（20250515 日経） [ppt記載](#)
- 東京都カーボンクレジットマーケット、第1号取引成立 フジガスが購入（20250618 日経）

## その他

- スイスで氷河崩落、1人不明 集落のみ込む、住民避難（20250529 日経）

# 東京都カーボンクレジットマーケット

## 東京都カーボンクレジットマーケットとは？

アカウントの登録費用・管理費用・システム利用料は無料



※上記画像に表示されているカーボンクレジットに関する情報はサンプル（イメージ）です。

手間なく、いつでも、どこでも、オンライン売買取引が可能。  
東京都が提供する信頼性の高いカーボンクレジットの取引システムです。

カーボンクレジット※を創出・販売する供給者(サプライヤー)と、  
自社排出量の削減やバリューチェーン外でのGHG削減に  
貢献したい需要家(バイヤー)を繋ぐカーボンクレジットマーケットです。

※カーボンクレジット：省エネルギー設備の導入や森林管理の取組などによるCO<sub>2</sub>の排出削減量や吸収量を、第三者機関による検証等を経て、企業等間で取引できるよう認証したもの

## 特徴



### 使いやすさ

カーボンクレジットの内容や格付情報などを分かりやすく表示し、誰もが安心してクレジットを容易に取引できる



### 取引の安全性

ブロックチェーン技術により、取引履歴を暗号化し、不正や改ざんを防止



### 二次販売が可能

購入したカーボンクレジットのトークンは本システム上での二次販売が可能

東京都カーボンクレジットマーケットの取扱商品はJ-クレジット、海外ボランタリークレジットです。  
豊富な商品の中から、必要なオフセット量分を1t-CO<sub>2</sub>より手軽に購入することができます。

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組により、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証したものです。

### 活用方法

- カーボン・オフセットに活用する  
自社によるCO<sub>2</sub>削減が困難な排出量をクレジットを利用することで相殺する取組であり、企業の活動や、製品・商品 サービスのブランディングに活用可能
- 国内SHK制度(温対法、省エネ法)に活用する  
調整後排出量の削減に活用が可能であり、今後はGX-ETS(排出量取引制度)での活用も見込まれる。
- CDP・SBT・RE100に活用する  
再エネ(電力・熱)調達量として活用し、Scope2の削減に活用可能

世界中で実施されているプロジェクトによるGHG排出削減量や吸収・除去量を民間の認証機関によってクレジット化したものであり、企業等が自発的にカーボンオフセットを実施するために購入ができ、気候変動対策を支援し、カーボンニュートラルに貢献するものです。

### メリット

ボランタリークレジットはプロジェクトが多様なため、自社に関連性のあるクレジットを選ぶことで、企業活動と環境貢献をリンクさせ、自社のブランド価値を高めることができます。

東京都がカーボンクレジットを購入できるシステム「東京都カーボンクレジットマーケット」を4月に開設しました。取り扱っているクレジットは、政府主導のクレジットである「J-クレジット」と民間機関によってクレジット化した「ボランタリークレジット」です。J-クレジットは、温対法・省エネ法の報告制度であるSHK制度に活用でき、再エネ由来のJ-クレジットはCDPやSBT、RE100にも活用できます。一方、ボランタリークレジットはこれらには活用できませんが、種類が豊富であるため商品やサービスに適したクレジットを選択してオフセットすることでアピールできるメリットがあります。  
企業や商品、サービスでネットゼロをアピールすることが有効である場合に、有用な手段のひとつになります。

# 資源循環

## 政府公表

- 「～自治体・事業者向け～消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き」の公表について([環境省2025年4月8日](#)) ⇒ 自治体向けの手引き、自治体と連携して地域の食品ロスに貢献したい関連主体(事業者等)が対象
- マイクロプラスチック削減に向けたグッド・プラクティス集の取りまとめ([環境省2025年4月10日](#)) ppt記載
- 廃棄物処理法施行規則改正で契約書記載事項追加([官報 令和7年4月22日\(本紙 第1450号\)](#)) ppt記載
- 我が国の食品ロスの発生量の推計値(令和5年度)の公表について([環境省2025年6月27日](#))

## 情報サイトから

- 政府
- プラスチック問題
- リサイクル
- バイオマス

# マイクロプラスチック削減に向けた グッド・プラクティス集の取りまとめ

## 掲載事例

### 発生抑制

- ・ Less Micro Plasticプロジェクト(伊藤忠ファッションシステム株式会社)
- ・ マイクロプラスチックファイバー排出抑制生地・製品の開発【Less Micro Plastic(LMP)認証取得】(タキヒヨー株式会社)
- ・ 繊維くずを抑制する機能性衣料用テキスタイル(帝人フロンティア株式会社)

### 流出抑制

- ・ 繊維くず測定方法の国際標準化とデータ蓄積(日本化学繊維協会)
- ・ ヒュームセプターMP2フィルター(マンホールタイプ) 集水柵用MP2フィルター(集水柵タイプ) (株式会社イトーヨーギョー)
- ・ スポーツ施設マイクロプラスチック流出抑制システム(ミズノ株式会社)

### 代替

- ・ 天然素材充填材を用いた人工芝システム(住友ゴム工業株式会社)
- ・ 天然由来シリカビーズによる、マイクロプラスチックビーズの代替(AGC株式会社)
- ・ 海水中でも生分解性を有するカネカ生分解性バイオポリマー Green Planet®の開発(株式会社カネカ)
- ・ 生分解性樹脂を用いたヒートシール紙の開発(日本製紙株式会社)
- ・ セルロースによるマイクロプラスチックビーズの代替(レンゴー株式会社)
- ・ 海洋生分解性プラスチックを使用した製品開発(三菱ケミカル株式会社)
- ・ 海洋生分解する真球状ポリアミド4微粒子を開発(東レ株式会社)

### 回収

- ・ 環境水試料からマイクロプラスチックを回収する自動前処理装置株式会社(島津製作所)
- ・ 水面ドローンJELLYFISHBOTによるマイクロプラスチックの自動回収(株式会社平泉洋行)
- ・ 濾過装置を具備するバラスト水処理装置を使用したマイクロプラスチックの回収(JFEエンジニアリング株式会社)
- ・ サイクロンセパレータを活用した効率的なマイクロプラスチック回収装置(三浦工業株式会社)
- ・ 船外機のマイクロプラスチック回収装置(スズキ株式会社)

### 普及啓発

- ・ 樹脂ペレット等の流出抑制活動(日本プラスチック工業連盟)

## 日本のスタンス

- ・ 2019年のG20大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提唱
- ・ 2023年5月のG7広島サミットでは、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を掲げ、プラスチック汚染を終わらせることにコミット

素材や製品、および回収装置の開発の事例であり、印刷業界視点では参考にはならない。

# 廃棄物処理法施行規則改正で契約書記載事項追加

廃棄物処理法施行規則第8条の4の2(委託契約に含まれるべき事項)第6号へとして、以下の規定が追加されました。

委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であつて、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第一種指定化学物質(同法第5条第1項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。)が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

## 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者

この法律において「第一種指定化学物質等取扱事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者のうち、政令<sup>解釈上の注釈2</sup>で定める業種に属する事業を営むものであって当該事業者による第一種指定化学物質の取扱量等を勘案して政令<sup>解釈上の注釈3</sup>で定める要件に該当するものをいう。

- 第一種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品であつて政令<sup>解釈上の注釈4</sup>で定める要件に該当するもの(以下「第一種指定化学物質等」という。)を使用する者その他業として第一種指定化学物質等を取り扱う者
- 前号に掲げる者以外の者であつて、事業活動に伴つて付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者(解釈上の注釈2)施行令第3条。第3号に「製造業」がある。(解釈上の注釈3)施行令第4条。第1項第1号イで第一種指定化学物質は「1トン以上」、同号ロで特定第一種指定化学物質は「0.5トン以上」と定められている。さらに、第2号で「常時使用する従業員の数が20人以上であること」と定めている。(解釈上の注釈4)施行令第5条。条文は以下のとおり。

法第2条第5項第1号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質の割合が1%以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質の割合が0.1%以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。次条第4号において同じ。)

(解釈上の注釈) 対象事業者については経済産業省HP([https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/3.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/3.html))参照。

## 同条第2項に規定する第一種指定化学物質

この法律において「第一種指定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質で政令<sup>解釈上の注釈1</sup>で定めるものをいう。

- 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。
- 当該化学物質が前号に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が同号に該当するものであること。
- 当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるものであること。(解釈上の注釈1)施行令第1条。施行令別表第1に記載された515物質。「印刷産業における環境関連法規集(2022年版)」p135では印刷関連の対象物質として20物質を例示している。「特定第一種指定化学物質」は施行令第4条で、第一種指定化学物質の一部として22物質が定義されている。「印刷産業における環境関連法規集(2022年版)」p135では印刷関連の対象物質として4物質(六価クロム化合物、ダイオキシン類、ニッケル化合物、鉛およびその化合物)を例示している。

## 同法第5条第1項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質

年間の取扱量が1トン以上の第一種指定化学物質であり、このうち特定第一種指定化学物質の場合は500kg以上

これにより、常時雇用する従業員数が20人を超える事業所であつて、キシレン、トルエン、エチルシクロヘキサン、シクロヘキサン、メチルイソブチルケトン(MIBK)、クロムおよび三価クロム化合物などを年間1トン以上使用していたり、六価クロム化合物、ニッケル化合物、鉛およびその化合物は年間500kg以上使用している事業所は、これらを含んだり付着している廃棄物を委託する際は、契約書に名称および量または割合を記載しなくてはなりません。この規定は公布日の令和7年4月22日から施行されますが、現在の契約は更新日まで有効です。

令和7年4月22日(本紙 第1450号)[省令]廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境一五) <https://www.kanpo.go.jp/20250422/20250422h01450/20250422h014500001f.html>

# 我が国の食品ロスの発生量の推計値（令和5年度）

我が国では、食品循環資源の再生利用等（食品廃棄物等の発生の抑制を含む。）を推進するため、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく国、自治体、事業者等による取組とともに、特に食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品）については「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）に基づく食品ロスの削減の取組が国民運動として進められているところです。

今般、事業系食品ロスについては食品リサイクル法に基づく事業者からの報告等をもとに、家庭系食品ロスについては市町村に対する実態調査等をもとに、令和5年度の食品ロス量は約464万トンと推計されました（下表参照）。

食品ロスに関しては、「持続可能な開発目標」（SDGs:Sustainable Development Goals）のターゲットの1つとして、2030年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれています。国内では、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和7年3月25日（火）に閣議決定）において、家庭系食品ロスについては2000年度比で2030年度までに半減（2030年を待たずに早期達成）、事業系食品ロスについては2000年度比で2030年度までに60%削減することの目標が定められており、これらの削減目標の達成を目指し、総合的に取組を推進することとされています。

なお、消費者庁では、農林水産省、環境省とともに、「食品ロスによる経済損失・温室効果ガス排出量」を推計した結果を公表しています。詳細な情報につきましては、消費者庁のプレスリリースを御参照ください。

環境省「食品ロスポータルサイト」

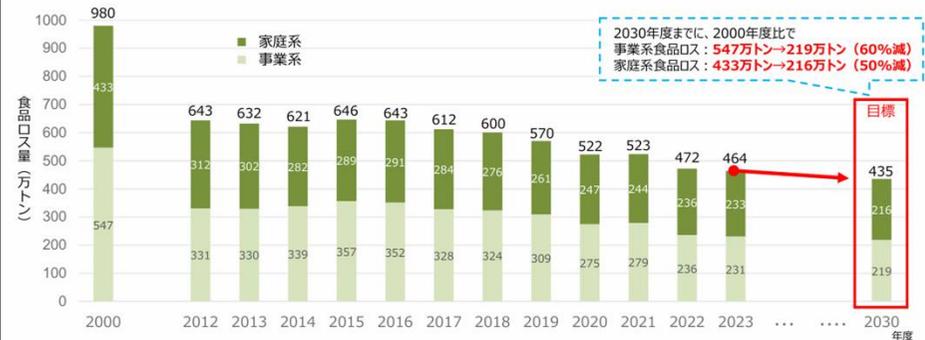
<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html>

デコ活を通して食品ロス削減

<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/action/foodloss/>

## 食品ロス量の推移と削減目標

2030年度に、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量・事業系食品ロス量ともに50%減の目標としていたが、事業系食品ロス量は、2022年度推計で8年前倒して目標を達成したことから、新たな60%減の目標を設定した。  
 （事業系目標：273万トン→219万トン ※第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 2025年3月25日閣議決定）



年度	2000	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2030
家庭系	433	312	302	282	289	291	284	276	261	247	244	236	233	216(▲50%)
事業系	547	331	330	339	357	352	328	324	309	275	279	236	231	219(▲60%)
合計	980	643	632	621	646	643	612	600	570	522	523	472	464	435(▲56%)

（農林水産省及び環境省 推計）（単位：万トン）

（）内の数字は、2000年度と比較した削減率

## 食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計結果

2023（令和5）年度における食品ロスによる

- 経済損失は4兆円、国民1人当たり年間31,814円
- 温室効果ガス排出量は1,050万t-CO<sub>2</sub>、国民1人当たり年間84kg-CO<sub>2</sub>

### 2023（令和5）年度 食品ロスによる経済損失・温室効果ガス排出量の推計結果



※1 国民1人当たりは総務省「人口推計」（2023年10月1日時点）に対する値。  
 ※2 経済損失は食料部門（農林業部門・水産部門）にわたるものを合計したものであり、食品ロスの削減による経済上の利益が全て算入されているものではない。  
 ※3 温室効果ガス排出量は各部門にわたるものを合計したものであり、食品ロスからの排出が全て事業系からの排出としてカウントされるものではない。

# 情報サイトから

## 政府・地方自治体

- ・ 東京都、資源循環推進で研修動画作成 建設技術者と排出・産廃業者向け(20250515 環境ビジネス)

## プラスチック問題

- ・ 海洋機構など分析、海中のマイクロプラスチック、あらゆる水深に分布(20250501 日経)
- ・ 海洋機構など詳細分析、海中漂うマイクロプラスチック、深さ関係なく広く分布(20250506 日経)
- ・ ケミカルリサイクルの原料を非食品用途PETへ拡大 業界を超え9社が連携(20250507 環境新聞)
- ・ 海洋生分解性プラの実環境における分解評価、日本提案の簡便手法にISO発行(20250516 環境ビジネス)
- ・ 旭化成、バイオマス由来の樹脂原料量産 28年度から(20250602 日経)
- ・ 国内バイオマスプラ販売量、2030年に8万tの予測 矢野経済研究所(20250603 環境ビジネス)

## リサイクル

- ・ 東洋製缶、紙容器を水平リサイクル 捨てずに新品再生(20250410 日経)
- ・ スターバックス コーヒーかすリサイクル全国約1千店舗に拡大 年間約4千トンの廃棄物削減へ(20250611 環境新聞)
- ・ 「ムヒ」箱内側に説明印刷し紙削減(20250405 日経)
- ・ 星野リゾートが紙製ハンドタオルを水平リサイクル 軽井沢4施設で日本初(20250624 環境ビジネス)

## バイオマス

- ・ 王子HD 木質由来の新素材製造へ 国内最大級プラント完成(20250528 環境新聞)

## 食品ロス

- ・ なし

# 生物多様性

## 政府公表

- 国土交通省、河川の外来植物対策ハンドブックを公表 ppt記載
- 生物多様性見える化システムの試行運用開始について ppt記載
- 「オオクチバス等に係る防除の指針」の改定について([環境省2025年04月22日](#))
- 「アライグマ防除の手引き(改訂版)」の公表について([環境省2025年04月22日](#))
- 「モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版パンフレット」の公表について([環境省2025年04月25日](#))

## 情報サイトから

- 英国の環境・食糧・農村地域省、ネイチャーファイナンス基準を導入 自然クレジットの取引を促進 市場主導開発で (20250402 環境新聞)
- 新法・地域生物多様性増進法が施行、法に基づく自然共生サイトの申請受付開始 (20250407 環境ビジネス)
- 環境省、里海づくりで提言 科学的知見・情報共有を交えて戦略的な推進へ (20250407 環境ビジネス)
- 自然共生サイトなどを地図上で確認、生物多様性見える化システムを試行運用 (20250425 環境ビジネス) ppt記載
- 環境省 生物多様性「見える化」システムの試行開始 (20250507 環境新聞) ppt記載
- IUCN、絶滅危惧種の捕獲ガイドライン策定 適切な実施で保全促す (20250528 環境新聞)

# 河川の外来植物対策ハンドブックを公表

## ○ 「地域と連携した外来植物防除対策ハンドブック(案) 令和7年度増補版」の概要

「地域と連携した外来植物防除対策ハンドブック(案) (令和3年7月)」では、河川管理上支障のある外来植物を防除する際や、市民等の方々と協働して外来植物防除を行う際に参考となる、外来植物の見分け方や効果的な防除の時期・方法等を掲載しています。

新たに作成した令和7年度増補版では、近年新たに問題となっている外来植物10種を追加したほか、河川管理者と関係機関の連携及び官民連携による外来植物の防除事例を追加で掲載しました。

## ○ 本ハンドブックに掲載している外来植物(※は今回新たに掲載した種)

ボタンウキクサ、ホテイアオイ、オオフサモ※、オオバナミズキンバイ※、ナガエツルノゲイトウ※、オオカワヂシャ、ミズヒマワリ※、ブラジルチドメグサ※、セイバンモロコシ※、イタチハギ※、アレチウリ、トウネズミモチ※、オオブタクサ※、オオハンゴンソウ、セイタカアワダチソウ、ウチワサボテン※、ナルトサワギク、シナダレスズメガヤ、ハリエンジュ、オオキンケイギク



ボタンウキクサ



ホテイアオイ



ミズヒマワリ



ブラジルチドメグサ



ナルトサワギク



シナダレスズメガヤ



オオフサモ



オオバナミズキンバイ



アレチウリ



トウネズミモチ



ハリエンジュ



オオキンケイギク

### 特定：特定外来生物

「特定外来生物」とは、外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。指定された生物の取り扱いについては、輸入、放出、飼養等、譲渡し等の禁止といった厳しい規制がかかります。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。



セイバンモロコシ



イタチハギ



オオブタクサ



オオハンゴンソウ



ナガエツルノゲイトウ



オオカワヂシャ



セイタカアワダチソウ



ウチワサボテン

河川に外来植物が侵入すると、在来種や在来生態系、治水・利水、人間活動などへ悪影響を及ぼす恐れがあります。このため、自治体では積極的に防除を行っています。生物多様性活動のひとつとしてボランティアで参加する際の参考になります。これらの植物を敷地内で見かけた際は除去することが好ましいです。ここでいう「外来植物」には、海外から日本に持ち込まれた「国外由来の外来種」と、日本の在来種であっても本来分布していない地域に導入された「国内由来の外来種」の両方が含まれます。

# 生物多様性見える化システム

2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」においては、30by30目標<sup>(※)</sup>の達成と多様な生態系のネットワーク化に向けて、生物多様性の重要性や保全効果を「見える化」することが重点施策として位置付けられています。具体的には、奥山から中山間地域、さらに都市部まで陸域の全域をカバーする生物多様性の現状や保全上効果的な地域を可視化したマップを提供するとともに、更新可能なシステムを開発し、必要な機能を付加・充実させることとされています。 ※ 2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標

これを踏まえ、環境省では、令和6年度から「生物多様性見える化システム」の設計・開発を進めてきました。

今般、当該システムの機能の一部として、保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所等を地図上で確認できる「生物多様性マップ」及び自然共生サイトの取組内容等が確認できる「自然共生サイト検索ナビ」の試行運用を開始しました。

地域の守り・育てたい自然や、目標を見てみよう！

国際目標であるネイチャーポジティブ<sup>\*</sup>の実現・30by30目標<sup>\*</sup>の達成に向けては、地域の守り・育てたい自然を保全することが重要です。気になる地域を確認してみましょう。

<sup>\*</sup>ネイチャーポジティブ 2030年までに自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること  
<sup>\*</sup>30by30目標 2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標



生物多様性情報を見る

保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所等を確認できます。

詳しく見る >



自治体毎の保全状況・目標を見る

自治体における保全状況や、目標などを確認できます。

準備中



生物分布・生物種リストを見る

生物分布を検索したり、地域の生物種リストを確認できます。

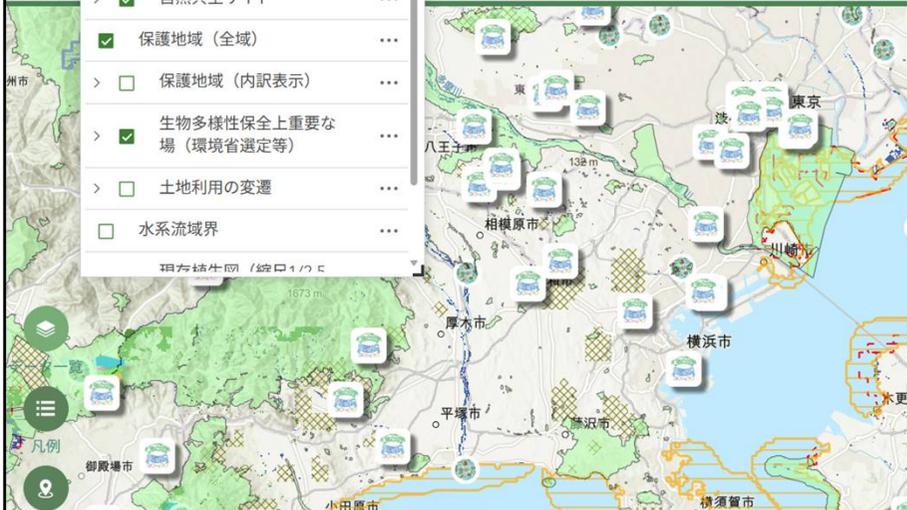
準備中

環境省 生物多様性「見える化」マップ 試験運用中

プレゼンテーションの最後保存日時: たった今

データ一覧

- 自然共生サイト
- 保護地域 (全域)
- 保護地域 (内訳表示)
- 生物多様性保全上重要な場 (環境省選定等)
- 土地利用の変遷
- 水系流域界



環境省は4月に「生物多様性見える化システム」の試行運用を開始したと発表しました。TNFDが2023年9月に公表した自然関連の情報開示の枠組みでは、自然関連課題(依存、インパクト、リスク、機会)を特定し、評価し、優先付けし、監視するプロセスとして、LEAPアプローチの使用を推奨しています。特定(Locateフェーズ)の段階では、生物多様性の重要性や生態系の十全性などから自然関連課題がある場所(要注意地域)を特定します。この際に使用する代表的なツールとしてIBATなどがあります。しかし、この習熟に時間を要することに加え、世界規模で作成されているため日本国内で利用するにはデータ品質に疑問があります。一方、環境省の見える化システムは、簡便に工場周辺の保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所を確認できます。このため、国内拠点のみで事業活動を行っている場合は、有用な評価ツールです。

# 環境経営

## 政府などの公表

- サステナビリティ(気候・自然関連)情報開示を活用した経営戦略立案のススメ～TCFDシナリオ分析と自然関連のリスク・機会を経営に織り込むための分析実践ガイドVer2.0～の公表について([環境省2025年4月21日](#)) ppt記載
- 令和7年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書の公表について([環境省2025年6月6日](#)) ppt記載
- 環境省、日本企業による環境デュー・デiligenceの取り組みのあり方を提示(20250508 環境ビジネス)
- 「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」の公表について([環境省2025年6月24日](#)) ppt記載

## 情報サイトから

- 中小の非財務情報公開 脱炭素や女性管理職比率など サステナ機構が一元管理(20250401 日経)
- 欧州委、EUDRの簡素化内容発表。デューデiligence声明提出負担を軽減(20250416 Sustainable Japan)
- TNFD、取締役向け質問ガイド発行。重要意思決定でネイチャー考慮のポイント解説(20250510 Sustainable Japan)
- 国内フェアトレード市場規模が過去最大に、10年で倍増 NPO法人調査(20250507 環境ビジネス)
- 東京都、雨水流出抑制のグリーンインフラモデル施設を整備 事業者募集(20250513 環境ビジネス)
- 2025年5月SSBJハンドブックの公表(20250530 SSBJ) ppt記載
- SSBJ基準解説セミナー「SSBJ基準に基づく開示に向けて」の開催について(資料の公開)(20250605 SSBJ)
- サステナ情報開示「後出し」可能に 義務化直後に猶予期間(20250605 日経)
- 統合報告書、4年で2倍 昨年の発行社数、過去最多 投資家との対話の糸口に(20250611 日経)
- 2025年6月SSBJハンドブックの公表(20250630 SSBJ) ppt記載

# 令和7年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

## ■ 令和7年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書のテーマ

### 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

私たちの暮らしは、食料や水の供給、気候の安定など、自然から得られる恵みによって支えられています。しかし今や、人類の活動は、地球の限界を超えつつあり、自らの存続の基盤である自然環境を破壊し、気候変動や生物多様性の損失、深刻な環境汚染など様々な環境問題を生じさせています。このような複合する環境危機を克服し、環境のもたらす恵みを将来世代まで引き継いでいくためには、現在の経済社会をネット・ゼロで、循環型で、ネイチャーポジティブが統合されたものへと大胆に変革していくことが必要不可欠です。昨年5月に閣議決定した第六次環境基本計画では、環境政策が目指すべき社会の姿として、「循環共生型社会」の構築を掲げ、現在のみならず、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現を目指すことを打ち出しました。

本白書では、「新たな成長」を導くグリーンな経済システムの構築をテーマに、昨今の環境の状況、施策等を交えて概説しています。

## ■ 令和7年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書のポイント

**第1章**では、国内外の気象災害、環境問題による経済的影響を考察し、我が国の地球温暖化対策の目指す方向性を示すと共に、近年拡大するサステナブルファイナンス、環境情報開示等の「新たな成長」を導いていく経済活動の取組、環境とビジネスの動向について解説しています。

**第2章**では、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という相互に関係する3つの世界的危機に対し、最新の動向や施策を紹介すると共に、課題の相互依存性を認識して循環経済・自然再興・炭素中立等政策の統合、シナジーを図ることの重要性を紹介しています。

**第3章**では、第六次環境基本計画において、環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場として位置付けた「地域循環共生圏」の更なる発展を図ると共に、人々の暮らしを、環境をきっかけとして豊かさやウェルビーイングにつなげ得る取組について紹介しています。

**第4章**では、東日本大震災や原発事故、能登半島地震の被災地の環境再生の取組の進捗や、復興の新たなステージに向けた未来志向の取組を紹介しています。

## 中小企業に関する記述。

- ・第1部第1章第3節「持続可能な社会に向けたグリーンな消費」の中で、地域金融機関等や商工会議所が地方公共団体と連携して中小企業の脱炭素を支援することが効果的であり、環境省はモデル事業を通じて支援ツールを公表している旨(p16, p113)
- ・第2部第1章第1節「地球温暖化対策」の中で、中小企業の省型設備導入における資金面の公的支援の一層の充実、削減したCO<sub>2</sub>のJ-クレジット化による資金還元を推進する旨(p103, p113)
- ・リースで脱炭素機器を導入する場合に沿うリース料の一定割合を補助する事業(p254)
- ・「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」(EEGS)においては報告義務のない中堅・中小企業が排出量算定・公表を容易にできる環境を整備(p260)
- ・我が国の産業競争力の強みであるバリューチェーンを構成する中堅・中小企業の脱炭素化を推進するため、各地域の自治体、金融機関、経済団体等が連携して地域ぐるみで支援する体制を構築し、地域ごとに多様性のある事業者ニーズを踏まえ伴走的な支援を推進します(p299)。

「令和7年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」が6月6日に公表されました。テーマは『「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築』です。内容は、環境省の報道発表のとおりです。解釈を加えると、暮らしを支える自然から得られる恵みが人類の活動により破壊され、さまざまな環境問題を生じさせています。環境のもたらす恵みを将来世代まで引き継いでいくためには、現在の経済社会をネット・ゼロで、循環型で、ネイチャーポジティブが統合されたものへと大胆に変革していくことが必要不可欠です。昨年5月に閣議決定した第六次環境基本計画では、「循環共生型社会」を構築し、現在のみならず、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現を目指すことを打ち出しています。今回の白書では、「新たな成長」を導くグリーンな経済システムの構築をテーマに、昨今の環境の状況、施策等を交えて概説しています。

**第1章**は『「市場」～環境とビジネス～』と題する章です。国内外の気象災害や生物多様性の損失などによる経済損失を考察し、GXを柱とする脱炭素の取組、サステナブルファイナンス、環境情報開示などにより「新たな成長」を導いていく経済活動の取組を解説し、環境価値を活用して経済全体を高付加価値化して、政府・市場・国民が当事者意識を持ち、対応な役割分担の下でパートナーシップを充実・強化していくことが必要としています。

**第2章**は『「政府」～循環経済・自然再興・炭素中立の統合に向けた取組～』と題する章です。国際的な動向を概観した後、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ、ネット・ゼロの同時達成に向けた2024年度の政府の取組を紹介しています。国際的な動向では、G20、国連気候変動枠組条約第29回締約国会議(COP29)、生物多様性条約第16回締約国会議(CBD-COP16)、国連ハイレベル政治フォーラム2024(HLPF2024)の成果を紹介。サーキュラーエコノミーでは、2024年8月に策定された第五次循環型社会形成推進基本計画、2024年5月に成立した再資源化事業等高度化法、海洋プラスチックに関する国際条約(海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際条約)について解説しています。ネイチャーポジティブでは、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30目標」の取組状況を紹介します。ネット・ゼロについては、脱炭素先行地域づくり、住宅・建築物の脱炭素化(ZEH、ZEB)、再生可能エネルギーの導入状況などを紹介しています。

**第3章**は『「国民」～地域・暮らしでの環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装～』と題する章です。地域やそこに住んでいる人々の暮らしを、環境をきっかけとして豊かさやウェルビーイングにもつなげ得る取組を紹介しています。「自立・分散型社会」を示す考え方である地域循環共生圏、温室効果ガスの排出量を減らしながら廃棄物を減す3R+Renewableによる資源循環や自然資源を大事にする視点でライフスタイルを変えていく国民運動「デコ活」、さらに、人の命と環境を守る基盤的な取組(水俣病対策、熱中症対策、PFAS等の化学物質対策、鳥獣保護管理の強化)について紹介しています。

**第4章**は「東日本大震災・能登半島地震からの復興・創生」と題する章で、取組の進捗と復興に向けた未来志向の取組を紹介しています。

# 令和7年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

令和7年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 概要									
<b>概要</b>	<b>白書の構成</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基本法第12条に基づき、毎年、環境の状況、環境の保全に関して講じた施策及び講じようとする施策を取りまとめ。</li> <li>環境の日（6月5日）に合わせ、<b>6月上旬頃に閣議決定</b>。</li> <li>循環型社会白書（循環型社会形成推進基本法）、生物多様性白書（生物多様性基本法）と合わせて、<b>1冊に合冊</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1部 総説</li> <li>第2部 講じた施策、講じようとする施策</li> </ul>								
<b>過去のテーマ一覧</b>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年版</td> <td>グリーン社会の実現に向けて変える私たちの地域とライフスタイル ～私たちの変革から起こす脱炭素トーン～</td> </tr> <tr> <td>令和5年版</td> <td>ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャー・ポジティブ経済の統合的な実現に向けて ～環境・経済・社会の統合的向上～</td> </tr> <tr> <td>令和6年版</td> <td>自然資本充実と環境価値を連した「新たな成長」による「ウェルビーイング/高い生活の質」の充実 ～第六次環境基本計画を踏まえ～</td> </tr> </tbody> </table>	年度	テーマ	令和4年版	グリーン社会の実現に向けて変える私たちの地域とライフスタイル ～私たちの変革から起こす脱炭素トーン～	令和5年版	ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャー・ポジティブ経済の統合的な実現に向けて ～環境・経済・社会の統合的向上～	令和6年版	自然資本充実と環境価値を連した「新たな成長」による「ウェルビーイング/高い生活の質」の充実 ～第六次環境基本計画を踏まえ～	
年度	テーマ								
令和4年版	グリーン社会の実現に向けて変える私たちの地域とライフスタイル ～私たちの変革から起こす脱炭素トーン～								
令和5年版	ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャー・ポジティブ経済の統合的な実現に向けて ～環境・経済・社会の統合的向上～								
令和6年版	自然資本充実と環境価値を連した「新たな成長」による「ウェルビーイング/高い生活の質」の充実 ～第六次環境基本計画を踏まえ～								
<b>総説のテーマ</b>									
『『新たな成長』を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築』									
<b>今年度版のポイント</b>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年1月に米国が（り協定からの脱退を表明したが、我が国としては、脱炭素と経済成長の同時実現を目指し、2050年炭素中立（ネット・ゼロ）の実現に向けた取組を着実に進めていく。</li> <li>地球規模の環境問題においては、先進国・途上国の区別を超えて、分断ではなく、共に取り組む「協働」が重要。AZECを始め、国際社会に対して、我が国から訴えかけていく。</li> <li>持続可能な社会に向けた科学技術・イノベーションとスタートアップ支援。</li> <li>「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するため、環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場として位置づけた「地域循環共生圏」。</li> </ul>									
令和7年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書の構成									
<b>第1部 総説</b>									
<b>第1章 「市場」～環境とビジネス～</b>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動の状況/生物多様性の損失の状況/科学的知見と経済的影響/線形経済から循環経済へ/温室効果ガス状況/地球温暖化対策計画の改定/GXの実現に向けて/サステナブルファイナンス/企業の脱炭素経営、環境情報開示/ネイチャー・ポジティブ経済移行戦略/持続可能なバリューチェーンの構築/科学技術・イノベーション、スタートアップ支援</li> </ul>									
<b>第2章 「政府」～循環経済・自然再興・炭素中立の統合に向けた取組～</b>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>国際的動向（G20、COP29、COP16、HLPF2024）/循環経済（サーキュラーエコノミー）/第五次循環型社会形成推進基本計画/再生可能エネルギーの最大限の導入/電力部門の脱炭素化に向けた取組/二国間クレジット制度（JCM）、環境インフラ海外展開</li> </ul>									
<b>第3章 「国民」～地域・暮らしでの環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装～</b>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域循環共生圏/良好な環境の保全活用による地域のウェルビーイングの向上/フコシ、官民連携協議会（デコ活応援団）/ライフスタイルシフト（住まい、食、ファッション、移動など）/人の命と環境を守る（水保対策、熱中症対策、エコチル調査、PFAS等化学物質対策、鳥獣保護管理の強化）</li> </ul>									
<b>第4章 東日本大震災・能登半島地震からの復興・創生</b>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>帰還困難区域の復興・再生に向けた取組/福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けた取組/復興の新たなステージに向けた未来志向の取組/ALPS処理水に係る海域モニタリング/リスクコミュニケーションの取組/能登半島地震の復興に係る取組（公費解体、災害廃棄物への対応、ペットを飼養する被災者への支援、創造的復興に向けた取組）</li> </ul>									
<b>第2部 令和6年度に各分野で講じた施策</b>	<b>令和7年度に各分野で講じようとする施策</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>第1章 地球環境の保全</li> <li>第2章 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組</li> <li>第3章 循環型社会の形成</li> <li>第4章 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組</li> <li>第5章 包括的な化学物質対策に関する取組</li> <li>第6章 各種施策の基礎となる施策及び国際的取組に係る施策について、令和6年度に実施した施策を網羅的に記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1章 地球環境の保全</li> <li>第2章 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組</li> <li>第3章 循環型社会の形成</li> <li>第4章 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組</li> <li>第5章 包括的な化学物質対策に関する取組</li> <li>第6章 各種施策の基礎となる施策及び国際的取組に係る施策について、令和7年度に実施しようとする施策を網羅的に記載。</li> </ul>								

## 目次「第1部 総合的な施策等に関する報告」

### 第1章 「市場」～環境とビジネス～

#### 第1節 世界・我が国の環境問題と経済的影響

- 1 気候変動の状況、科学的知見と経済的影響
- 2 生物多様性の損失の状況と経済的影響
- 3 線形経済から循環経済へ

#### 第2節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向

- 1 温室効果ガスの状況
- 2 地球温暖化対策計画の改定
- 3 GXの実現に向けて

#### 第3節 持続可能な社会に向けたグリーンな消費

- 1 サステナブルファイナンス（ESG金融）の発展
- 2 企業の脱炭素経営や環境情報開示
- 3 自然再興を実現する経済への移行戦略
- 4 消費者の行動変容に向けた企業等の取組
- 5 循環経済への移行を通じた持続可能なバリューチェーンの構築

#### 第4節 持続可能な社会への移行に必要な科学技術・イノベーション、スタートアップ支援

### 第2章 「政府」～循環経済・自然再興・炭素中立の統合に向けた取組～

#### 第1節 国際的な動向

- 1 G20
- 2 国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）
- 3 生物多様性条約第16回締約国会議（CBD-COP16）
- 4 国連ハイレベル政治フォーラム2024（HLPF2024）

#### 第2節 循環経済（サーキュラーエコノミー）

- 1 第五次循環型社会形成推進基本計画
- 2 再資源化事業の高度化
- 3 プラスチック資源循環の促進

#### 第3節 自然再興（ネイチャー・ポジティブ）

- 1 ネイチャー・ポジティブに向けた日本の今
- 2 30by30目標

#### 第4節 炭素中立（ネット・ゼロ）

- 1 地域の脱炭素移行、建築物・モビリティの脱炭素移行
- 2 再生可能エネルギーの最大限の導入
- 3 電力部門の脱炭素化に向けた取組
- 4 二国間クレジット制度（JCM）、環境インフラ海外展開

### 第3章 「国民」

～地域・暮らしでの環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装～

#### 第1節 地域循環共生圏の実践・実装

- 1 地域循環共生圏
- 2 良好な環境の保全活用による地域のウェルビーイングの向上

#### 第2節 ライフスタイルの転換

- 1 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）
- 2 住居
- 3 移動
- 4 食
- 5 ファッション

#### 第3節 人の命と環境を守る

- 1 水保対策
- 2 熱中症対策
- 3 PFAS等の化学物質対策
- 4 鳥獣保護管理の強化

### 第4章 東日本大震災・能登半島地震からの復興・創生

#### 第1節 東日本大震災からの復興に係る取組

- 1 帰還困難区域の復興・再生に向けた取組
- 2 福島県内除去土壌等の最終処分に向けた取組
- 3 復興の新たなステージに向けた未来志向の取組
- 4 ALPS処理水に係る海域モニタリング
- 5 リスクコミュニケーションの取組

#### 第2節 能登半島地震からの復興に係る取組

- 1 公費解体、災害廃棄物への対応
- 2 ペットを飼養する被災者の支援
- 3 創造的復興に向けた取組

# 情報開示

2025年4月21日公表 [https://www.env.go.jp/press/press\\_04802.html](https://www.env.go.jp/press/press_04802.html)  
**サステナビリティ(気候・自然関連)情報開示を活用した経営戦略立案のススメ**  
 ~TCFDシナリオ分析と自然関連のリスク・機会を経営に織り込むための分析実践ガイドVer2.0~

2025年6月24日公表 [https://www.env.go.jp/press/press\\_00029.html](https://www.env.go.jp/press/press_00029.html)

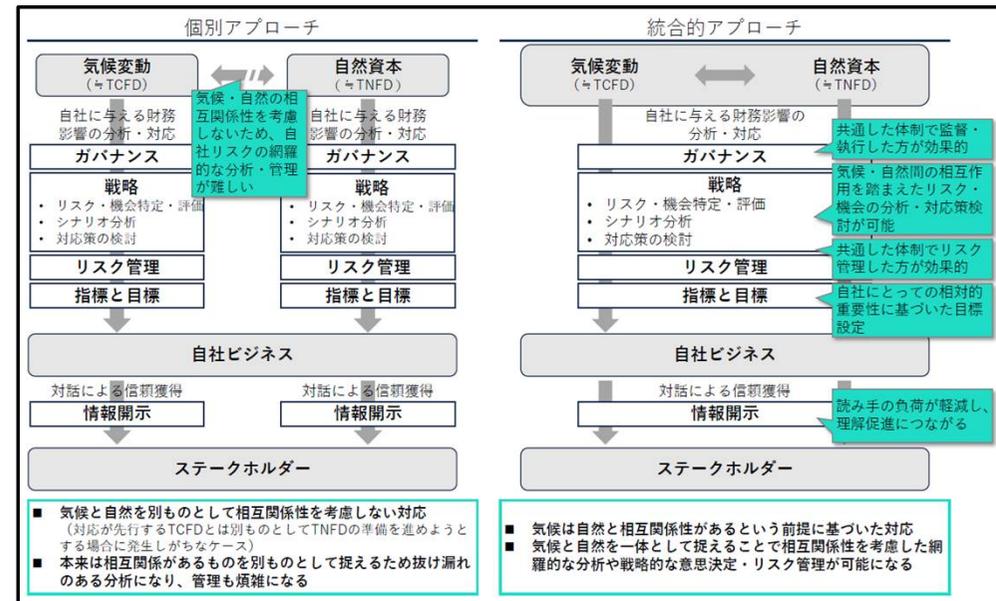
## 環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き

■ 背景  
 人類が直面する深刻な環境危機を背景に、気候変動対策、生物多様性の確保や循環型社会の形成など対応すべき環境課題が拡大する中、企業に対する具体的な取組の実施とその情報開示への社会的な要請が高まっています。サステナビリティ開示の義務化や、開示対象範囲の拡大が進んでいます。

こうした動向も踏まえ、環境省では、様々な環境分野における企業に対する開示の要求事項に対して、企業が効果的、効率的に対応し、複数の環境課題の同時解決に資するアプローチである、環境課題の統合的取組の手法等を有識者による研究会において検討しました。

■ 概要と目的  
 本手引きは、昨今、気候変動、自然資本等の様々な環境分野における、企業に対する開示要請が強まっている中で、企業の対応の一助となることを意図して作成したものととなります。本手引きで紹介する「統合的アプローチ」は、企業が各環境分野における開示の要求事項に個別に対応するのではなく、それぞれのつながりを意識しながら取り組むことを提案するものです。この取組を通じて、経営の関与のもとで業務プロセスを改善し、様々な環境課題に対して効果的、効率的に対応し、開示を行うことにもつながるものと考えております。  
 読み手としては、主に経営層、サステナビリティ関連部門、事業部門の方を想定しておりますが、統合的アプローチは企業の様々な関係者の関与が必要な取組であり、幅広く企業の皆さまにご覧いただけましたら幸いです。

脱炭素社会の実現に向けた気候関連のリスク・機会の情報開示に加え、自然再興(ネイチャーポジティブ)の実現に向けた自然関連課題(依存、インパクト、リスク、機会)に関する情報開示が進んでいます。環境省は情報開示に関する支援事業を通じて得た知見を「TCFDシナリオ分析と自然関連のリスク・機会を経営に織り込むための分析実践ガイド」としてまとめているが、4月には令和6年度に実施した支援事業を踏まえて改訂しました。さらに、6月には「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」を公表しました。ここでは、企業が環境分野ごとに開示の要求事項に個別に対応するのではなく、バリューチェーン全体を視野に、自社にとって重要度の高い課題や相互関係性の高い課題から優先的に統合的に取組を始め、環境課題間のつながりを意識しながら取り組む「統合的開示」を推奨しています。実例として、伊藤園、キリンホールディングス、リコー、アサヒグループホールディングス、積水化学工業、日本生命、日立ハイテク、大成建設の事例を紹介しています。



# SSBJ ハンドブック

## SSBJハンドブック

SSBJハンドブックは、当委員会事務局が、SSBJ基準を利用する際の便宜を考慮して作成する解説です。SSBJハンドブックに含める論点は、関係者のニーズが高いもの（これまでに当委員会に多くの質問が寄せられたもの等）から、当委員会事務局のリソース等を考慮して決定します。

2025年6月30日付で  
新たに9つのハンドブックを公表

• <a href="#">SSBJ基準用語集</a>	2025年3月31日
• <a href="#">2024年3月公開草案からの主な変更点</a>	2025年3月31日
• <a href="#">報告企業としてサステナビリティ関連財務情報を収集する範囲</a>	2025年3月31日
• <a href="#">商業上の機密事項に該当し開示しないことができる場合</a>	2025年5月30日
• <a href="#">追加的な情報</a>	2025年3月31日
• <a href="#">合理的で裏付け可能な情報</a>	2025年6月30日
• <a href="#">「サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別」におけるガイダンスの情報源と「識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別」におけるガイダンスの情報源の比較</a>	2025年5月30日
• <a href="#">参照し、その適用可能性を考慮しなければならない場合の具体的な対応</a>	2025年5月30日
• <a href="#">バリュー・チェーンの範囲の決定</a>	2025年3月31日
• <a href="#">サステナビリティ開示基準で要求する情報の相互参照が認められる場合</a>	2025年4月30日
• <a href="#">連結財務諸表に含まれる子会社の財務情報の報告期間と報告企業のサステナビリティ関連財務開示の報告期間が異なる場合</a>	2025年3月31日
• <a href="#">法令に基づき報告する指標の算定期間がサステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なる場合</a>	2025年3月31日
• <a href="#">期間調整を行う場合の合理的な方法の例</a>	2025年3月31日
• <a href="#">当報告期間中に企業結合が生じた場合のサステナビリティ関連財務情報の開示</a>	2025年4月30日
• <a href="#">サステナビリティ関連財務開示の公表承認日</a>	2025年3月31日
• <a href="#">日本基準で財務諸表を作成する場合の後発事象と財務情報のつながり</a>	2025年3月31日
• <a href="#">比較情報を更新するかどうかの判断</a>	2025年5月30日
• <a href="#">事後的判断の使用を伴うかどうかの判断</a>	2025年6月30日
• <a href="#">SSBJ基準のすべての定めに従っていない場合の開示</a>	2025年6月30日
• <a href="#">サステナビリティ(気候)関連のリスク及び機会の影響が生じると合理的に見込み得る「時間軸」に関する開示</a>	2025年5月30日
• <a href="#">財務的影響の開示の対象となるサステナビリティ関連のリスク及び機会</a>	2025年4月30日
• <a href="#">財務的影響の開示と財務諸表との関係</a>	2025年4月30日
• <a href="#">財務的影響に関する定量的情報の開示が免除される場合</a>	2025年4月30日
• <a href="#">SSBJ基準を適用する最初の年次報告期間における「過去の報告期間に開示した計画に対する進捗」の開示の要否</a>	2025年6月30日
• <a href="#">産業別の指標</a>	2025年5月30日
• <a href="#">スコープ2温室効果ガス排出の測定に用いる排出係数</a>	2025年6月30日
• <a href="#">契約証書に関する情報</a>	2025年6月30日
• <a href="#">スコープ3温室効果ガス排出の報告と重要性</a>	2025年3月31日
• <a href="#">測定アプローチ別の温室効果ガス排出の集計範囲</a>	2025年6月30日
• <a href="#">地球温暖化係数</a>	2025年4月30日
• <a href="#">温室効果ガス排出の測定に用いる排出係数</a>	2025年6月30日
• <a href="#">温室効果ガス排出の測定にあたりサステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なる算定期間の情報を使用することができる特定の状況</a>	2025年6月30日

# 公害関連

## 環境省報道発表

- 2025年04月24日 [令和5年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果](#) ppt記載
- 2025年04月25日 [令和5年度における家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について](#)
- 2025年04月25日 [令和5年度公共用水域水質測定結果及び地下水質測定結果について](#)
- 2025年04月28日 [「化学物質に関するグローバル枠組み\(GFC\)－化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ－国内実施計画」の策定について](#) ppt記載
- 2025年05月20日 [令和5年度 大気汚染状況について](#) ppt記載
- 2025年05月26日 [排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布について](#) ppt記載
- 2025年06月24日 [化学物質、廃棄物及び汚染に関する政府間科学・政策パネル\(ISP-CWP\)の設立](#) ppt記載
- 2025年06月30日 [「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について](#) ppt記載

## 情報サイトから

- 光化学オキシダントの環境基準見直し 中環審小委、短期に加え長期影響も評価(20250604 環境新聞) ppt記載

# 令和5年度土壌汚染対策法の施行状況及び 土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果

令和5年度に法に基づく土壌汚染状況調査結果が報告された件数は1,509件（前年度1,576件）でした。調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準を超過し、要措置区域に指定された件数は71件（前年度93件）、形質変更時要届出区域に指定された件数は517件（前年度497件）、合計で588件（前年度590件）でした。

(1) 法に基づく調査結果報告件数

法第3条	法第4条	法第5条	法第14条	処理業省令第13条	計
598 (6,487)	698 (5,017)	0 (6)	212 (3,951)	1 (8)	1,509 (15,469)

- 注1) カッコ内は法施行（平成15年2月15日）からの累計。
- 注2) 法第3条調査は、有害物質使用特定施設の使用の廃止時に行われる調査（令和元年度以降、法第3条第8項に基づく調査結果報告を含む。）
- 注3) 法第4条調査は、一定規模以上の土地の形質の変更時であって、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき等に行われる調査（平成30年度以降、法第4条第2項に基づく調査結果報告を含む。）
- 注4) 法第5条調査は、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるときに行われる調査
- 注5) 法第14条調査は、区域の指定を申請するために行われる自主的な調査
- 注6) 処理業省令第13条調査は、汚染土壌処理施設の廃止又は許可が取り消されたときに行われる措置としての調査

(2) 区域指定件数

要措置区域	形質変更時要届出区域	計
71 (1,010)	517 (5,928)	588 (6,938)

- 注1) カッコ内は、要措置区域及び形質変更時要届出区域を新たに規定した改正法が施行された平成22年4月1日からの累計（汚染の除去等の措置を講じたことにより、区域指定が解除されたものを含む。）
- 注2) 要措置区域は、土壌汚染の摂取経路があり、人の健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
- 注3) 形質変更時要届出区域は、土壌汚染の摂取経路がなく、人の健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域

印刷業界で土壌汚染対策法に関する施設は、フィルム自動現像機、オフセット印刷ではPS版現像洗浄施設、グラビア印刷では酸またはアルカリによる表面処理施設および電気めっき施設で、これらの施設でふっ素、ほう素、六価クロムなどの有害物質を使用していると、施設や有害物質の使用を廃止すると調査義務が発生します。ただし、工場を工場のまま使用する場合は申請すると調査は免除されます。有害物質を使用している場合、900㎡以上の土地の改変をする場合も調査義務が発生します。令和5年度の調査結果では、印刷関連では以下の結果でした。オフセット印刷では土壌汚染リスクが小さく、グラビア印刷で高いことが分かります。

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設		調査が一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種名	特定施設名及び号番号、記号	法第3条第1項	法第3条第8項		
新聞業、出版業、印刷業又は製版業					
	動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	1 (鉛、ふっ素)	0	2
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	2 (ジクロロメタン、鉛、ふっ素、ほう素)	0	2
酸又はアルカリによる表面処理					
	表面処理施設	65	30 (*を除く有害物質)	95	198
電気めっき					
	電気めっき施設	66	24 (アルキル水銀を除く有害物質)	28	129

第一種特定有害物質：クロロエチレン、四塩化炭素\*、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン\*、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン\*、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン\*、トリクロロエチレン、ベンゼン\*  
 第二種特定有害物質：カドミウム、六価クロム、シアン化合物、水銀、アルキル水銀\*、セレン、鉛、ふっ素、ほう素  
 第三種特定有害物質：シマジン、チオベンカルブ\*、チウラム\*、PCB\*、有機りん\*

# 「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC） — 化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ — 国内実施計画」の策定

化学物質に関するグローバル枠組み（Global Framework on Chemicals: GFC）は、環境と人の健康を保護するために、化学物質と廃棄物の有害な影響を防止、又はそれが実行可能ではない場合は最小化することを目的として、第5回国際化学物質管理会議（2023年9月にボンで開催）で採択されました。この枠組みは、「国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）」の後継となる新たな枠組みです。5つの戦略的目的及び28の個別ターゲットが設定されており、多様な部門（農業、環境、保健、教育、金融、開発、建設、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）による、化学物質のライフサイクル\*を通じた化学物質管理を目指しています。（\*製造から使用、循環利用、廃棄に至る過程）

我が国ではGFCの採択を受け、これに基づくGFC国内実施計画を策定するため、2024年4月にGFC関係省庁連絡会議を設置し、GFC国内実施計画の策定を進めてきました。また、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する意見交換等の場である「化学物質と環境に関する政策対話」での議論も取り入れながら、GFC国内実施計画（案）を取りまとめました。

## 化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）国内実施計画の概要

- GFCは、2023年9月に採択された、ライフサイクルを通じた化学物質管理に関する自主的な国際枠組み。
- 本国内実施計画は、我が国でのGFCの実施推進のために、GFCのビジョン・戦略的目的・ターゲットの達成を目標として、GFC戦略的目的・ターゲットに基づき、今後の政府の具体的な取組事項を整理したものです。
- 2024年4月に「GFC関係省庁連絡会議」を設置し、「化学物質と環境に関する政策対話」での意見やパブリックコメントによる国民からの意見を踏まえて検討を進め、2025年4月に本国内実施計画を策定・発表した。



# 令和5年度 大気汚染状況

## 測定結果の概要

(1) 大気汚染物質(有害大気汚染物質等を除く。)に係る常時監視測定結果(別添1)

### ア 微小粒子状物質(PM2.5)

- 環境基準達成率は、一般局、自排局とも100%(令和4年度 一般局:99.9%、自排局:100%)でした。
- 全測定局の年平均値は、一般局で8.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局で9.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (令和4年度 一般局:8.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局:9.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )でした。

### イ 光化学オキシダント(Ox)

- 環境基準達成率は、一般局で0.1%、自排局で0%(令和4年度 一般局:0.1%、自排局:0%)であり、**達成状況は依然として極めて低い水準**となっています。
- なお、光化学オキシダント注意報発令レベル(0.12ppm)の超過割合が多い地域※1における光化学オキシダント濃度の状況については、その長期的な改善傾向を評価するための指標値※2の令和3~5年度の算定結果を見ると、いずれの地域においても平成30~令和2年度に比べて低下しました。
- また、令和5年の光化学オキシダント注意報の発令状況※3の発令都道府県数は17都府県、発令延日数が45日であり、令和4年(12都府県、延べ41日)と比較して、発令延日数は微増しました。また、光化学大気汚染によると思われる被害の届出は2人(令和4年:0人)でした。

※1 関東、東海、阪神、福岡・山口の4地域

※2 Ox濃度8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値を測定局毎に算出した上で、その地域で最も高い数値を「その地域の指標値」として算出

※3 警報(発令レベル0.24ppm)の発令は0回

### ウ その他の大気汚染物質

- 二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )の環境基準達成率は、一般局、自排局とも100%(令和4年度 一般局、自排局とも100%)でした。
- 浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準達成率は、一般局、自排局とも100%(令和4年度 一般局、自排局とも100%)でした。
- 二酸化硫黄( $\text{SO}_2$ )の環境基準達成率は、一般局で99.8%、自排局で100%(令和4年度 一般局:99.5%、自排局:100%)であり、環境基準未達成局は火山の噴火の影響によるものでした。
- 一酸化炭素(CO)の環境基準達成率は、一般局、自排局とも100%(令和4年度 一般局、自排局とも100%)でした。

(2) 有害大気汚染物質等に係る常時監視測定結果(別添2、別添3)

環境基準については、設定されている4物質について、全ての地点で達成していました。指針値については、設定されている11物質の内、8物質は全ての地点で達成していましたが、1,2-ジクロロエタンは固定発生源周辺の2地点、ヒ素及びその化合物は固定発生源周辺の4地点、ニッケル化合物は一般環境の1地点で指針値を超過していました。また、環境基準や指針値が設定されていない6物質については、経年的にみると、その濃度はほぼ横ばい又は低下傾向でした。

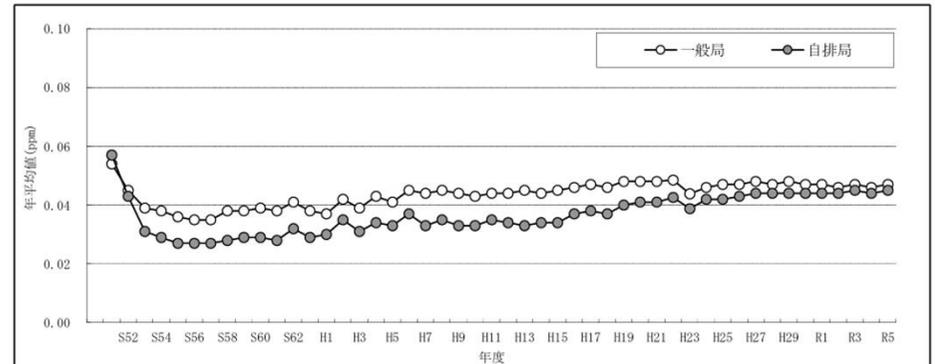


図2-1-2 光化学オキシダント(昼間の日最高1時間値)の年平均値の推移

昼間の日最高1時間値では、環境基準0.06ppm以下は達成されている(図2-1-2)。しかし、光化学オキシダントは高濃度の出現を抑制することが重要とされている。このため、図2-1-4(下図)にある指標が提案されている。改善傾向にあるが、環境基準60ppbは達成できていない。環境基準見直しの議論が進められている。

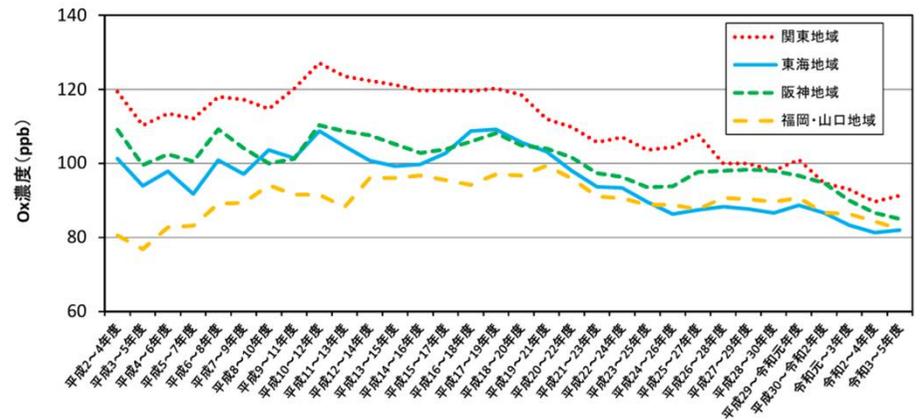


図2-1-4 光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標(8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値)を用いた域内最高値の経年変化

# 光化学オキシダントの環境基準見直し

## 新たな達成評価方法について



### ● 環境基準の見直し案（資料 2-2参照）

再評価前	再評価後
短期：1時間値 0.06ppm以下 (健康影響)	短期：8時間値 0.07ppm以下 長期：日最高8時間値 年間平均値 0.04ppm以下

- 短期基準と長期基準とを設けることにより、人への短期曝露による影響と人と植物への長期曝露による影響とを考慮した評価を行なう必要があるため、短期基準、長期基準いずれも達成した場合、達成とする評価を行う。
- 短期基準については、高濃度領域の出現を抑制する観点から設定している。現行の評価方法は1時間単位に0.06ppmと比較して、年間を通じて1回でも超過をした場合に非達成としている。
- 今回提案した短期基準については、8時間値としているが、達成の判断の比較に用いるものは、単に時間帯を固定した8時間値ではなく、近年夕方頃にも最高濃度が出現することを鑑みて、1日のなかで最も高濃度となる日最高8時間値を用いることとしたい。さらに諸外国の評価方法も参考として、統計的安定性に配慮し、年間99%tile値を、8時間値の基準である0.07ppmと比較をすることにより達成を判断することとしたい。
- 長期基準についても、長期的に高濃度の出現を抑制する観点から、単なる年平均値ではなく、日最高8時間値の年平均値と比較をすることにより達成を判断することとしたい。

光化学オキシダントの環境基準の達成率はほぼ0%で、また光化学オキシダントの主成分であるオゾンは大気汚染物質小委員会  
温室効果があり植物の生育を阻害する。

このため、光化学オキシダントの削減が急務となっている。令和4年1月に「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」を策定し、さらなる光化学オキシダント対策に重点的に取り組むこととした。

健康影響、植物影響検討会の知見のとりまとめを踏まえ、定量的評価について環境影響評価検討会でとりまとめた。今後、以下のとおり審議を行う予定。

- 3/28 環境基準再評価について環境大臣より諮問
- 5/22 第1回 中央環境審議会大気・騒音振動部会  
大気汚染物質小委員会
- 7月頃 第2回中央環境審議会大気・騒音振動部会  
大気汚染物質小委員会
- 8月頃 第3回中央環境審議会大気・騒音振動部会  
大気汚染物質小委員会
- 8月以降 中央環境審議会大気・騒音振動部会、パブリックコメント、答申、告示、通知

この議論は現時点では、達成率を向上させるための“環境基準”の見直しと解釈する。  
したがって、この議論が取りまとめられても、規制基準の強化にはつながらないと解釈する。

# 公害 排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正

本改正は、水質汚濁防止法による「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」並びに「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」に係る暫定排水基準について、現行の暫定排水基準が令和7年6月30日(月)をもって適用期限を迎えることから、期限後に適用される排水基準について定めるものです。

現行の暫定排水基準が令和7年6月30日(月)をもって適用期限を迎える8業種のうち、8業種について、一部の基準値を強化しつつ暫定排水基準の適用期間を延長することとしました。延長後の適用期間は、令和10年9月30日(土)までとしました。

ほか1業種(ジルコニウム化合物製造業)は一般排水基準へ移行することとしました。

印刷関連では、グラビア刷版が「電気めっき業」に関わっている場合は該当するが、現行の基準が3年間延長され、令和10年(2028年)9月30日まで継続される。

表 業種ごとのほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直し

業種	区分	許容限度(現行 → 改正案)			延長期間
		ほう素 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	硝酸性窒素等 (mg/L)	
		一般排水基準: 10(海域は230)	一般排水基準: 8(海域は15)	一般排水基準: 100	
畜産	豚房施設を有する			400 → 400	令和10年9月30日まで
	牛房施設を有する			300 → 一般	—
	ほうろう鉄器製造業	40 → 30	12 → 10		
	金属鉱業	100 → 100			
工業	電気めっき業	日排水量50m <sup>3</sup> 未満	40 → 40		令和10年9月30日まで
		日排水量50m <sup>3</sup> 以上	30 → 30	15 → 15	
	貴金属製造・再生業			2,800 → 2,800	
	ジルコニウム化合物製造業			350 → 一般	—
	モリブデン化合物製造業			1,300 → 1,300	令和10年9月30日まで
	バナジウム化合物製造業			1,650 → 1,350	

一般排水基準へ移行  
 暫定排水基準の許容限度を引き下げて延長  
 暫定排水基準の許容限度を変更せずに延長  
 空欄は一般排水基準適用

**新聞報道**  
 ・環境省 排水基準、一部業種で暫定値延長 省令改正 7月1日施行(20250604環境新聞)

# 化学物質、廃棄物及び汚染に関する 政府間科学・政策パネル (ISP-CWP) の設立

- 2025年6月19日・20日に、化学物質・廃棄物の適正管理と汚染防止に関する科学・政策パネル設立に向けた政府間会合がウルグアイ東方共和国のプンタデルエステにおいて開催され、新たなパネル「化学物質、廃棄物及び汚染に関する政府間科学・政策パネル (ISP-CWP: Intergovernmental Science-policy Panel on Chemicals, Waste and Pollution)」が設立されました。
- 本パネルは、気候変動分野でのIPCC (気候変動に関する政府間パネル) や生物多様性分野でのIPBES (生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム) に続く、**化学物質・廃棄物・汚染分野の新たな政府間科学・政策パネル**となります。

## ■ 背景

2022年2～3月にケニア共和国・ナイロビで開催された第5回国連環境総会再開セッション (UNEA5.2) において、スイス連邦等が提出した決議案を基にした「化学物質・廃棄物の適正管理への更なる貢献及び汚染の防止のための科学・政策パネル」の設立に向けて、公開作業部会を設置し、2024年末までの議論完了を目標として検討を進めることを含む決議 (UNEA5/8) が採択されました。また、公開作業部会における設立提案の最終化を受けて、国連環境計画 (UNEP) 事務局長は本パネルの設立を検討するための政府間会合を開催することとされました。

これまで開催された公開作業部会では、事務局が作成した提案草案をたたき台として、議論がなされてきました。2024年6月に開催された第3回公開作業部会 (OEWG3) では設立提案は最終化されず、設立は持ち越しになりました。

2025年6月19日及び20日にウルグアイ東方共和国のプンタデルエステにおいて開催された政府間会合においては、直前に開催された第3回公開作業部会再開会合 (OEWG3.2) における設立提案の最終化を受けて議論が行われ、新たなパネル「化学物質、廃棄物及び汚染に関する政府間科学・政策パネル (ISP-CWP: Intergovernmental Science-policy Panel on Chemicals, Waste and Pollution)」が設立されました。

## 化学物質、廃棄物及び汚染に関する政府間科学・政策パネル (ISP-CWP) の設立

- 2025年6月20日、ウルグアイ・プンタデルエステで開催された政府間会合において、化学物質、廃棄物及び汚染に関する**新たな政府間科学・政策パネル (ISP-CWP: Intergovernmental Science-policy Panel on Chemicals, Waste and Pollution)**の設立が採択。
- 気候変動分野でのIPCC (気候変動に関する政府間パネル) や生物多様性分野でのIPBES (生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム) に続く、**政府間科学・政策パネル**となる。



### 背景・経緯

- 2022年開催のUNEA (国連環境総会) 5.2において化学物質・廃棄物の適正管理及び汚染防止の分野における独立した**政府間科学・政策パネルの設立**に関する決議を採択。
- 公開作業部会 (OEWG) を設置 (政府で構成。国連機関等オブザーバー参加)。5回の会合で科学・政策パネルの具体的な内容等について議論。
- 2025年6月15日～20日にOEWG3.2及び政府間会合がウルグアイにて開催され、パネルの設立提案の最終化・**パネル設立が採択**。

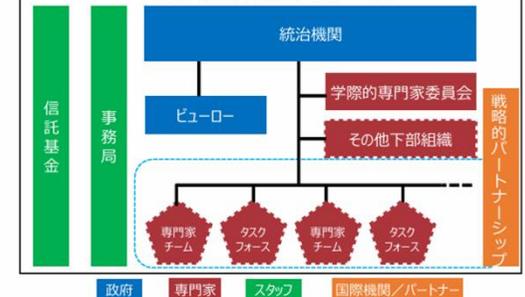
### 日本の貢献

- 松澤裕地球環境審議官が政府間会合の共同議長を務め、パネル設立を採択。
- 本パネル設立の主唱者の一人である国立環境研究所鈴木規之フェローが継続して日本代表団に同行し、パネル設立提案の最終化に貢献。
- OEWG3.2では日本が一つの交渉会合の議長を務め、決議案の最終化に貢献。

### パネルの主な機能

- ① ホライズンスキニング (課題の特定と対応策の提示)
- ② 現在の課題に関する評価
- ③ 科学的研究のギャップ特定、科学者と政策決定者の間のコミュニケーション等
- ④ 科学的情報を求める途上国との情報共有
- ⑤ キャパシティビルディング

### パネルの組織構造 (イメージ)



### 新聞報道

- UNEP政府間会合 第3の科学パネルを設置 化学物質・廃棄物管理と汚染防止 アンダーセン局長「環境多国間主義が成果」 (20250625環境新聞)

# 公害「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」の公布等

1. 環境省は、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) について、水道水の水質基準を新たに設定するため、本日、関係する省令を公布しました。  
これにより、令和8年4月から、水道事業者等に対して、PFOS及びPFOAに関する水質検査の実施及び基準を遵守する義務が新たに課されます。
2. また、公共用水域等におけるPFOS及びPFOAについて、「指針値(暫定)」に代え、「指針値」を設定しました。

## ■ 改正の内容

(1) 水道水におけるPFOS及びPFOAに関する改正等の内容(別添1、2参照)

- ① 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)について、PFOS及びPFOAに係る基準を以下のとおり、新たに設定しました。

項目	基準値
ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005mg/L※以下であること。 ※0.00005mg/L = 50ng/L

- ② 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)について、PFOS及びPFOAの検査の回数はおおむね3か月に1回以上を基本とするなど、所要の改正を行いました。

- ③ ①及び②の施行日:令和8年4月1日(水)

また、今般の改正に関連する通知を発出しました。

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo\\_watersupply\\_tk\\_000001\\_00059.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00059.html)(国土交通省HPへのリンク)

(2) 公共用水域・地下水におけるPFOS及びPFOAに関する改正の内容

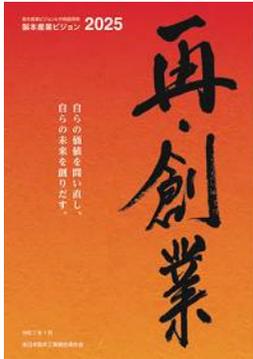
公共用水域・地下水におけるPFOS及びPFOAに関する指針値として、PFOS及びPFOAの合計値で50ng/Lと設定し、関連する通知を発出しました。

<https://www.env.go.jp/water/pfas.html>(環境省HP「PFAS対策について」へのリンク)

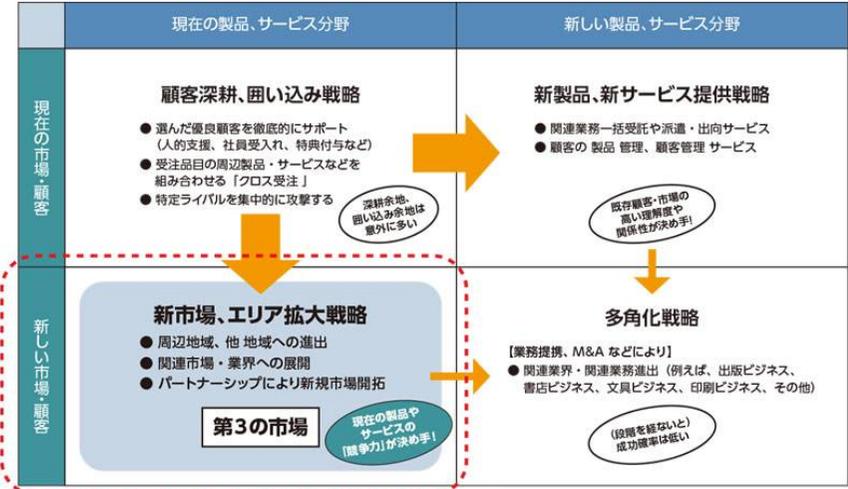
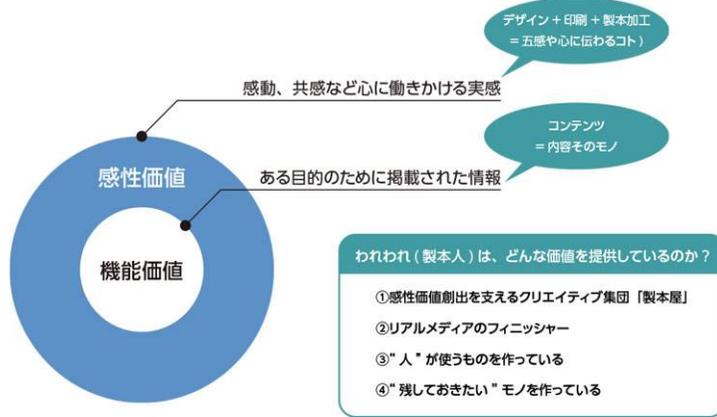
# 印刷関連

- 全製工連、新たなプロジェクト名称とロゴデザインを発表(20250409 印刷ジャーナル) [ppt記載](#)
- 日印産連、40周年記念事業として印刷物の価値と魅力を訴求・発信(20250612 印刷ジャーナル)
- 佐川印刷、FESPA Award 2025で「心を贈るパッケージ」が金賞受賞(20250613印刷ジャーナル)

# 製本産業ビジョン2025



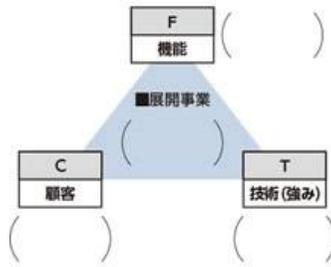
**再・創業**  
私たち製本人の決意です。



**第3の市場**  
現在の技術、製品、サービスを活用して、  
新たな市場や顧客を開拓していくこと

4つの成長の場から進む場を決めて

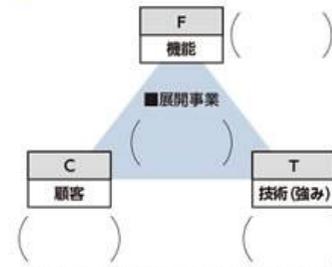
1. 現在の“姿かたち”



P134のケーススタディを参考に、現在のわが社を描いてみてください。



2. 5年後の“姿かたち”\*



\* 2. 5年後の“姿かたち”は、次ページの(2)5年後のわが社の居場所を選択する。に取り組んでから描いてください。

P135の【評価のポイント】の質問に  
答えてみてください。  
P136のわが社の居場所を選択する  
から今後の居場所を選んでください。

5年後のわが社の“姿かたち”を描いてみてください。

<印刷ジャーナル20250409>  
全日本製本工業組合連合会(全製工連、田中真文会長)では、次世代を見据え、製本ビジョン策定に向けてプロジェクトを立ち上げているが、このほど2025年4月1日付で事業名称を「紙の未来 KAMINO MIRAI-」プロジェクトとし、新たなロゴデザインを発表した。  
新たなロゴデザイン「紙の未来」は、折り紙をモチーフにカラフルにデザインされており、イノベーションのイメージも表現している。また、全製工連では、ブランドの世界観を表した冊子を「製本ビジョン 2030」提言書として作成も進めている。  
全製工連では、製本ビジョンと称し、近年では製本ビジョン2025を業界の指針とすべく、提言書を刊行してきたが、今回のビジョン2030においては、過去に提起したビジョンの実践を通して、製本業者が新たな収益事業を獲得するモデルの提示を試みている。高いフィニッシング加工技術力とともに、エンドユーザーに近い生産者としての強みを活かして、既存の取引とは異なる商流で一般消費者向けの製品を開発制作し、よりダイレクトな収益事業獲得を目指している。